

335.2-N73ウ

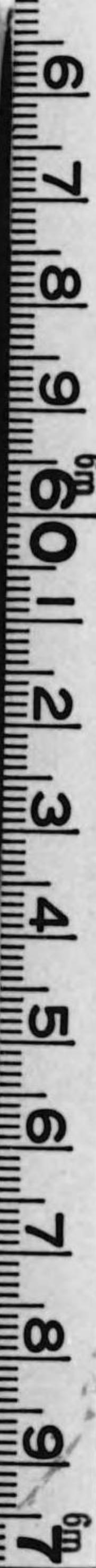


1200500738406

3352  
N73

アメリカの大企業

二十世紀財團編



始



933  
335.2  
378

335.2

N73

# アメリカの大企業

—二十世紀財團編—

世界經濟調査會刊

**659**



二十世紀財團編

アメリカの大企業

世界經濟調査會刊



譯序

本書は "Big Business, Its Growth and Its Place"; Twentieth Century Funds, inc., New York, 1937 の全譯であつて、二十世紀財團の會社調査委員會で編纂したものである。編纂主任はマックス・ベイム Alfred L. Bernheim (Editor) に協働してヘンリー M. J. Fields (Assistant Editor) マク・カー Rufus S. Tucker (Director of the Survey) ル・ナイダー Margaret Grant Schneider (Assistant Research Director) の三人が與つてゐる。

百頁餘の小編ではあるが、よく高度資本主義國アメリカの企業集中運動の核心を掴み、以てその基本的な研究に際しての有力な一資料を提供してゐる。

特に大企業の勃興、職工の集中、資産の集中、所得の集中等に關する統計的な材料によつて能ふ限り全般的に最近のアメリカ産業の發展並びに現狀を露呈せしめようとしてゐる點に於て勝れたものである。

戰時アメリカの國防經濟力の検討上有益なる一助たるを得ば幸ひである。

昭和十七年十月八日

## 目 次

譯序	一
統計表の索引	一
圖表の索引	六
序言	八
概説	一
一 會社の成長及び支配程度	五
二 大會社の勃興	五
三 營業單位の集中	六
四 會社資產の集中	七
五 會社所得の集中	八
六 銀行業に於ける集中	九
七 生み出された國民所得の集中	一四

## 八 結 論

一五

## 第一章 會社の成長および支配程度

一七

會社の支配力増大

一八

經濟活動部門別に見たる會社、一九二九年

一九

會社の支配程度に関する他の測定方法

二〇

## 第二章 大會社の勃興

二一

大會社の定義

二二

内部的成長と外部的成長

二三

合同の三つの一般的類型

二四

ト ラ ス ト

二五

持株會社および合併

二六

一九〇五年までの合同の成長

二七

合動運動中絶の理由

二八

第一次大戰後十年間に於ける合同

二九

## 第三章 営業單位の集中

三〇

A 加工業

三一

複數單位と單數單位の對照

三二

加工業に於ける大工場の出現

三三

工場の大きさと工業の大きさとの關係

三四

企業別に見た賃勞働者の集中

三四

巨大加工業企業に於ける集中

三四

資料の限界

三四

賃勞働者の平均數

三四

一會社當りの平均營業所數

三四

生産物價額の分布

三四

B 商業

三四

卸賣業に於ける集中

三四

小賣業に於ける連鎖店

三四

**C 企業商社の數****第四章 會社資產の集中**卷  
三  
奇

六百以下の商社が會社資產の半分以上を所有する

その反面

諸經濟活動部門間の大きな相違

種々の產業部門に於ける巨人會社

他の諸會社への投資の影響

固定資產の分布

**第五章 會社所得の集中**卷  
三  
奇

A 所得階級別

B 總資產階級別

諸產業間に於ける相違

所得稅を控除した綜合純益

C 資產及び所得の集中の比較

個々の產業の間の比較

**D 統一商社對非統一商社**

統一商社によつて報告された所得

諸產業部門間の相違

**第六章 銀行業に於ける集中**

分散時代

集中時代—銀行破綻

銀行合同

支店銀行制度

集團及び連鎖銀行制度

大銀行の相對的重要性の増大

二十巨大銀行

第七章 生み出された國民總所得の集中  
所得の五分の一近くが五百九十四の會社によつて生み出された

## 第八章 結論

六

- 二つの觀點 ..... 一元  
細部は種々の相違を示す ..... 一元  
巨人會社間の異動 ..... 三三  
最後に一言 ..... 三四

## 統計表

- 第一表 合衆國に於ける十八世紀の會社、種類別特許狀數 ..... 一七  
第二表 合衆國企業の所有權別百分率（一九〇四—二九年） ..... 二一  
第三表 種々の經社活動部門の相對的重要性、及び總所得中各部門の會社によつて生み出された百分比（一九二九年） ..... 三四  
第四表 產業合同（八九〇—一九〇四年） ..... 三九  
第五表 加工業及び礦山業に於て記録された業種別合併數（一九一九—二八年） ..... 四四  
第六表 加工業企業の複數單位及び單數單位別百分率（一九二九年） ..... 五〇  
第七表 一工場當り賃労働者數の分布率（全加工業、一九〇九—一九年） ..... 五三  
第八表 卸賣業に於ける店舗單位數別企業分布（一九二九年） ..... 六六  
第九表 十五種の小賣業に於ける總賣上高中連鎖店の占める百分率（一九二九・三三年） ..... 六六  
第十表 合衆國に於ける企業數（一九〇九—三三年） ..... 六九  
第十一表 社數別及び總資產別會社分布率（一九三三年） ..... 八〇  
第十二表 總資產の分布率と免稅外の投資を控除した總資產の分布率との比較總資產階級別（一九三三年） ..... 八四  
第十三表 經濟活動部門別に見た、總資產のうち免稅外投資の占める百分率（一九三三年） ..... 全  
第十四表 總資產階級別に見たる總資產分布率と、免稅外投資を控除せる總資產分布率と、固定資產分布率との比較（一九三三年） ..... 全  
第十五表 總資產階級別に見たる主要產業部門の固定資產分布率（一九三三年） ..... 公  
第十六表 純所得階級別に見たる會社數および總純所得の分布率（一九二九—三三年） ..... 九  
第十七表 總資產階級別に見たる、純所得を報告する總ての會社數及び法定純所得の分布率（一九三一—三三年） ..... 公  
第十八表 總資產階級別に見たる純所得を報告する種々の產業部門の會社數及び法定純所得の分布率（一九三一—三三年） ..... 公

第十九表 純所得を報告する巨大會社の資産及び所得の分布率の比較（一九三一—三三年） ..... 九

第二十表 産業別に見た純所得を報告する巨大會社の總資產及び法定純所得の分布率の比較  
（一九三一—三年） ..... 一〇

第二十一表 所得階級別に見た純所得分布率（一九三三年）純所得を報告した統一商社數と非  
統一商社數との比較 ..... 一〇

第二十二表 産業部門別に見た總ての會社の總所得と統一商社の總所得との比較（一九三三年） ..... 一〇

第二十三表 資本金によつて分類された國法銀行、その數及び總資產の分布率（一九二五、一  
九二九—三四年） ..... 一〇

第二十四表 銀行全體の貸付及び投資總額中二十巨大銀行の占める割合（一九〇〇—三一年） ..... 一〇

第二十五表 主要經濟活動部門別に見たる、種々の總資產階級の會社によつて生み出される國  
民總所得の分布率（一九三三年） ..... 一〇

## ■ 表

第一圖 加工業に於ける會社の重要性の増大（一九〇四—一九年） ..... 一〇

第二圖 種々の經濟活動部門の相對的重要性（一九二九年）及び各部門に於ける會社の相  
對的重要性（一九三三年） ..... 一〇

第三圖 八十四種の加工業企業に於ける賃労働者の集中（一九三三年） ..... 一〇

第四圖 總資產價額より見たる種々の經濟活動部門の相對的重要性、及び各部門に於ける  
會社の分布（一九三三年） ..... 一〇

第五圖 四經濟活動部門及び全產業に於て種々の總資產階級の會社によつて生み出される  
總所得の占める百分率（一九三三年） ..... 一〇

## 序　言

本書は一般に「大企業」と呼び慣らされてゐるものについての研究結果を要約した叢書の第一部をなすものである。本書の目的は「大企業」をばアメリカの全經濟機構に於けるその本來の位置に据えることについた。

此の領域に於ける在來の研究の大部分はその視野を専ら大會社自體に局限してゐる爲に、讀者をして、アメリカ産業の廣大な分野には會社組織を全然とらない企業や、中小會社が壓倒的に多い事を見失はしめるに至つた。本書は全體としてのアメリカ經濟界に於て、或ひは又特定の諸産業及び産業諸部門の種々の領域に於て、大企業が小企業との比較に於いて如何なる大きさを占めるかを示さうとするものである。

ルーファス・エス・タッカーの指導の下に廿世紀財團の専門研究員によつて大規模な研究一部書は僅かにその一部を要約したにすぎぬ一がなされた。その目的は、既存の資料が闡明し得るかぎり、アメリカ生活に於ける巨人會社の役割を發見するにあつた。ラルフ・イー・フランダース委員長の下に特別委員會が企劃の全般的監督に任じた。委員會は財團理事會から研究の

結果解明された諸問題について、其の解決のための建設的意見を添へて、社會に對して報告書又は報告書のシリーズを作製することを求められた。

しかし乍ら委員會は、かかる委員會本來の報告書を作製する前に、先づ、研究諸報告に盛られた事實資料の最も重要な部分の概要を公刊する事に決定した。アルフレッド・エル・ベルンハイムが、此の仕事の遂行を財團から委託された。本書はこの彼の勞作の最初の成果である。本原稿作成に當りベルンハイム氏並びに彼の助手諸君は又、研究のなされた當時入手し得なかつた資料と對照して元の材料に修正をほどこした。

讀者の見らるゝとほり、本書は純粹に客觀的である。或る程度の結論が事實から引き出されではあるが、それらも亦客觀的である。經濟學的判斷、及び行動に對する示唆は、飽くまで回避した。それは特別委員會の任務であり同時に後日の問題に屬する。

ベルンハイム氏は共著者エム・ジエー・フキールヅ及びエステル・シユリフトの助力を得、財團の經濟學者フレデリック・デュー・ハーストの助言によつて利するところ多大であつた。タッカー博士は右の研究成果を作成するに當り研究部副主任マーガレット・グラント・シュナイダー並びに左記の諸氏の助力を得た。ーシー・ディー・ブレマー、クリントン・コルヴァー。

一、エドワード・ビー・カール、エル・ヴィ・ファーラ、エム・ジエー・フィールヅ、サミュエル・イー・ギル、ウラヂミル・ディー・カザケヴィチ、ニール・イー・マックミラン、ベテリー・マラコフ(祕書)、カロリン・エイチ・ステットソン、及びウイリアム・シー・ウロービ。

## 廿世紀財團

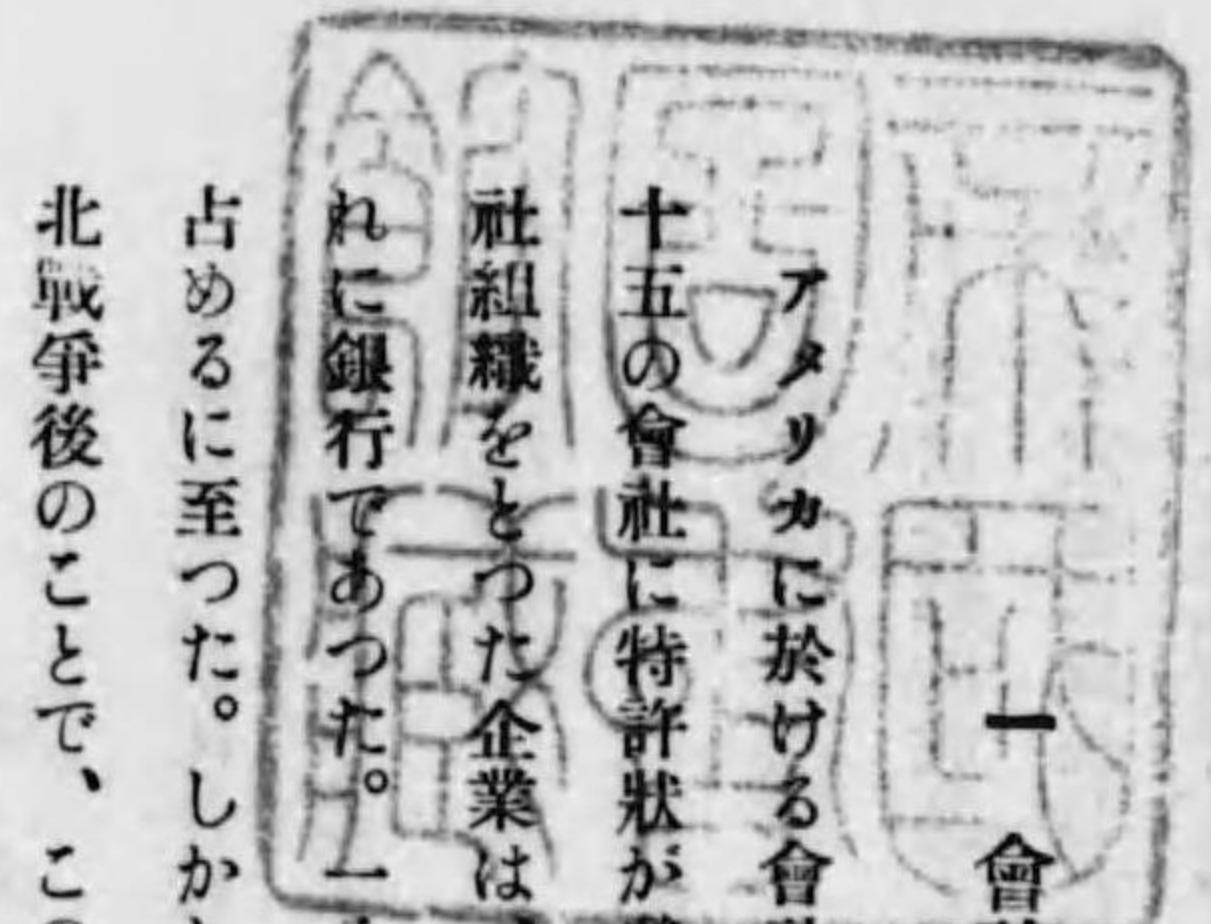
常務理事 エヴァンス・クラーク

一九三七年一月二十日

ニュー・ヨーク市西四十二街三三〇

## 概論

### 一 会社の成長及び支配程度



アメリカに於ける會社の發生は、遠く植民地時代に遡る。一八〇〇年迄に、少くとも三百三十五の會社に特許狀が發行されたが、その中で壓倒的だつたのは道路會社であつた。最初に會社組織をとつた企業は、驛馬車會社、有料道路會社、運河會社、水道會社、及び保險會社、それに銀行であつた。一八三〇年になつて鐵道會社が現れ、一八六〇年には鐵道會社が第一位を占めるに至つた。しかし、あらゆる事業活動部門に於て會社が大々的に利用されだしたのは南北戦争後のことである。この發展は二十世紀に至るまで繼續した。

しかし乍ら、組合企業及び個人企業は、今尙ほ依然として企業界で大多數を占めてゐる。一般に擴まつてゐる考へは之とは反対のものであるが、それは多分、會社が若干の經濟活動部門に於ていかにも目につき易いと云ふ事實に負ふ所が大きいやうである。一九二九年に於て會社企業は運輸及び他の公益企業の約八六%，加工業のはゞ九二%，礦山業及び採石業の約九六

%を占めた。尤も、これと反対に農業では會社が約六%を占めてゐるにすぎなかつた。全經濟活動部門を總括した場合の會社の割合は、一九二九年に於ては、政府を含めた際には、高々五七%前後にすぎなかつたが、政府を除外すれば、六二%近くであつた。

## ニ 大會社の勃興

ところで、今日の大企業經營——各々最少五千萬弗の總資產又は最少五百萬弗の總純所得を持つ「巨人」——は殆んど會社に限られてゐるのである。會社組織の便益は企業經營規模の擴張と活動範圍の擴大とにつれて益々壓倒的なものとなる。有限責任と多額の資本を調達する能力とはたしかに會社組織の二大便益である。

會社は内部的成長——收益を事業に「注ぎ込む」(plowing back)か或ひは株を賣り出して又は外部的成長——他の企業と合同して——の結果、又はより多くの場合、兩者の併用によつて完全に成長した巨人となる。アメリカの産業巨人の大部分は「合同運動」によるものである。合同運動は多少とも明確に差別し得るそれゝの時期に應じて、多かれ少なかれ銳く異つた形態をとつた。——即ち「トラスト」、「持株會社」、「合同」、「合併」其他の形態。一八九八

年から一九〇二年に至る五年間、及び第一次世界大戰の終りから「新時代」のブームの崩壊に至る十年間は、吾々の歴史に於て合同運動が最も活潑であつた二つの時期であつた。

## 三 営業單位の集中

産業集中は種々の標準で測定する事が出来る。その一つは「複數單位」——一つ以上の營業所が一つの中央事務所によつて運營される合同——の割合である。一九二九年には、「センナス」によると、加工業の僅か八分の一が複數單位型態を取つてゐたにすぎなかつたが、此の小部分が全加工業に於ける賃銀労働者の約四八%，生産物價額の五四%，加工業による附加價額の五〇%，を占めた。複數單位は會社企業に最も普及してゐたが、非會社企業では殆んど零に等しかつた。

他の尺度には個々の工場の規模がある。賃銀労働者の數から見れば、大工場（一千人以上）の相對的重要性は一九〇九年から一九一九年の間に非常に増大し、一九一九年には加工工業に於ける全賃銀労働者の大凡二七%が大工場に雇傭された。尤も、一九一九年から一九二九年の間に此の群は其の相對的地位に於て若干後退し、全賃銀労働者の二四%餘を包含するに至つた。

集中の尺度として工場の規模よりももつと重要なものは企業全體の大きさである。八十四種の加工工業に於ける賃銀労働者の集中に關する事實についての特別の發表が二十世紀財團の爲に國勢調査局によつてなされた。それには一九三三年に於ける全加工工業の賃銀労働者の半數以上が包括された。しかし乍ら、相當集中が進んでゐると考へられた産業のみが主に選擇されてゐるから、この表を標準的な断面圖であると考へてはならない。

産業によつて集中程度が非常に異つてゐることが發見された。一方の極端は煙草製造業で、八つの巨大會社が賃銀労働者の約九十九%を、四つの巨大會社が約九一%を雇傭してゐた、其の反対に婦人服業では六巨大企業の雇傭賃銀労働者は四%以下、三巨大企業のそれは僅か二%前後にすぎなかつた。八十二產業中の三十一產業では全賃銀労働者の三分の二以上が六巨大會社に雇はれ、八〇中の十一產業では賃銀労働者の三分の二以上が三又は四會社に雇傭されてゐた。八十二產業全體を通じては、五百十二の巨大會社——總數の一・六%——が全賃銀労働者の大凡三七%を、又八十產業中の二百四十九の巨大會社——總數の〇・八%——が全賃銀労働者の二七%を雇傭してゐた。

同一産業に於ける巨大會社と殘餘との相違は、一會社當りの營業所の分布の場合の方が一營

業所當りの賃銀労働者の場合よりもずつと少なかつた。

個々の産業に於ける生産物價額の分布は賃銀労働者の分布に非常ににかよつてゐた。尤も八十一年産業中の四十産業に於ては六巨大會社の生産物價額の集中度は賃銀労働者の集中度よりいくらくか高かつた。七十九産業中の三十四産業では、約三つの巨大會社に於ける生産物價額の集中度の方が賃銀労働者の集中度よりもはるかに高く、四十四産業では低く、一産業では等しかつた。

集中の痕跡は加工業に於けると同様に商業に於ても發見される。合衆國の卸賣業の殆んど半分近くは複數單位型の經營によつて行はれ、小賣業では一九三三年度に於ける十五種の重要な商業の販賣額の四分の一が連鎖店に依つてなされた。その四年前に於ける彼等の分前は僅かに五分の一だつたのだ。

#### 四 會社資產の集中

合衆國財務省國內收入局によつて發行された會社所得稅報告の概要を見るに、一九三三年に凡ゆる分野に亘る五百九十四の巨大會社、即ち、會社總數の〇・一五%が(註一)、總會社資產

の略々五三%を所有してゐた。その反対に、各々平均資産總額五萬弗以上の會社が二十一萬一千五百八十六あつて、彼等は會社總數の五四%以上から成つてゐたが、總會社資產の僅か一・四%を所有したにすぎぬ。會社全體の約九五%はそれ／＼平均資產總額百萬弗以下で、この莫大な數の會社全體の所有した總資產額は全會社のそれの一五%以下であつた。

(註一) 此の箇所及び本書全體を通じて、特に注意しない限り、會社の「全體數」とか「總て」の會社と云ふ様な言葉は「貸借對照表を附して報告書を提出する總ての活動會社」の意味に理解されたい。

全體の平均に於ては隱蔽されてゐるが、重要產業諸部門の間には大きな相異がある。運輸其他の公益企業では、總資產の八四%が此の分野の會社總數の僅か一・二%に當る巨人會社によつて所有されたが、その反対に、建築業では、會社總數の僅か〇・〇一%に當る巨人會社によつて總資產の約二・七%（最低推算）が所有されたにすぎない。

二重計算を避けるために一會社の他會社への投資を總資產から控除すれば、五百九十四の巨會社の分前は若干減少し——五三%から約五〇%になる。實際、總資產百萬弗以上の大きさの會社全體の占める分前は少いのである。然し、固定資產のみを考慮すれば（土地建物及び裝置）、一九三三年に於いて巨人企業はこの資產形態の五五%を支配したのである。彼等は運輸

其他の公益企業に於ける物質的設備の中八三%を所有したが、金融業に於ては僅かに一%を所有したにすぎぬ。（註二）

(註二) 第四章全體を通じて、巨人會社は資產によつて測定されてゐるため、その結果として巨人會社が資產の或るパーセンテージを支配すると指摘されてゐる場合には、會社はこの基準によつて定義されてゐるのであつてそれ以外の何ものでもない事に注意されたい。他の基準、例へば貨銀労働者數、加工による附加價額、或ひは生産物價額によつて測定された場合には、各規模別階級間の關係は多少とも異なる筈である。

## 五 會社所得の集中

一九三三年に於ける、純所得を報告する總ての會社の純所得の分布も亦高度な集中を示してゐる。その僅かに〇・〇六%—會社數で六十九社—が五百萬弗以上の純所得を得、總計に於ては所得を報告する會社全體の純所得總額の約三〇%を受取つた。その反対に利益をあげた會社のほゞ四分の三はそれ／＼五千弗以下の純所得で、純所得總額中に占める彼等の分前の合計は三%以下であつた。しかも彼等の中の三分の二餘りはそれ／＼一千弗以下の所得であつた。

一九三三年には、純所得總額の三六%は資產五千萬弗以上を有する、利益をあげた會社中の

〇・二%に、そして七九%は總資産百萬弗以上の、六・二%の手に歸した。總資產百萬弗以下の、所得を報告する會社は、利益をあげた會社總數の九四%近くを占めるに拘らず純所得總額の二一%以下を受取り、最低資產階級—五萬弗以下—は營利會社總數の四七%近くを占めるに拘らず純所得總額の僅か二・二%を受取つたにすぎない。

運輸其他の公益企業では、一九三三年に於て、純所得の約六八%が巨大會社に歸屬し、加工業では三一%近くが、商業では二五%以上が、金融業では一八%近くが巨大會社の手に歸した五萬弗以下の階級は商業に於ては他の部門に比べてづつと重要な地位にあるが、それにも拘らず彼等の分前は此の產業部門の純所得總額の六%に足りない。加工業に於ても、運輸其他の公益企業に於ても最少資產階級の會社は純所得總額の一%以下しか受取つてゐない。一九三一年一九三二年の何れと比較しても一九三三年に於ける巨人會社の重要性は、所得の點では幾分低下した。

比較可能なこの三年間のどの年をとつてみても、總資產五千萬弗以上の會社では總資產の集中の方が總收入の集中より大きかつた。この相違は一九三三年に於て最も大であった、即ち純所得を報告する會社全體の資產總計の約五六%を占めた二百の大會社が法定純所得總額の約三

六%を受取つたにすぎぬ。諸產業間には例の如く大きな相違が見られた。例へば、金融業では所得の集中は資產の集中の三倍以上であつたのに、商業では事實上資產の集中より若干大であつたにすぎぬ。

一九三三年には、株式所有によつて密接な連繋を持つ會社集團を表示する七千百一の統一所得稅報告が提出された。この中一千八百八十、即ち純所得を報告する會社總數の一・七%が純所得を報告した。この一・七%の會社が所得を報告する會社全體の純所得合計の二八%近くを占めた。これは、統一報告を提出した會社が純所得合計の約五一%を受取つた一九二九年に比べると激しい低落である。

一群自體の内部に於いて注目すべき所得の集中が行はれた。統一報告に報告された總純所得中五二%は五百萬弗以上の所得を得た會社の手に歸した。これは利益をあげた會社全體に於ける三〇%、統一報告を作らない利益をあげた會社全體に於ける二二%に相當する。統一報告を作製する會社はの重要性產業部門の異なるにつれて異なる。運輸其他の公益企業では、一九三三年に於て統一報告を作製した會社は總所得（利益をあげた會社も利益をあげなかつた會社も含めて）の六九%を占めたが、礦山業及び採石業に於てこれに對應する數字は一四%以下であつた。

## 六 銀行業に於ける集中

今世紀を通じて一九二〇年迄は銀行資産の分散を、其後は集中の傾向を示してゐる。銀行破産及び合併はこの後半期に於ける集中激化の主要な原因であつた。支店銀行制、集團及び連鎖銀行制の發達も又これに寄與した。

他の會社群の場合同様、小數巨大銀行が不均衡な經濟的重要性をもつてゐる。一九三四年に於て資本金五百萬弗以上の國法銀行は國法銀行總數の僅か〇・七%にすぎなかつたが、國法銀行の資產總額の四七・二%と、預金總額の四七・八%を吸收した。一九二五年に於て巨大國法銀行は國法銀行總數の僅か〇・三%、國法銀行資產總額の僅か二七・五%、國法銀行預金の僅か二七・七%を占めてゐたにすぎなかつたのだ。合衆國の銀行全體の貸付及び投資總額中に於て二十巨大銀行施設の占める割合についての一研究は、一九〇〇年に一五%が、一九三一年には約二七%が二十巨人に於て占められたことを示してゐる。

## 七 生み出された國民所得の集中

一九三三年には資産五千萬弗以上の五百九十四社が生み出された總國民所得の一八・四%を占め、政府を除外すれば二〇・〇%を占めた。「準巨人」（資産五百萬占から五千萬弗の四千二百二十九社）は一〇・六%（政府を含む）又は一一・六%（政府を除く）を占め、五千にも達しない、會社數によつて國民所得推計額の二九・〇%（政府を含む）又は三一・六%（政府を除く）が占められたのだ。

產業諸部門に於ける巨大會社についての資料は例の如く大巾の差異を示してゐる。運輸其他の公益企業の所得總額中六五・五が最大資產階級によつて占められた。其他の部門に於て之に對應する數字は—加工業に於ける三三・四%、金融業に於ける一七・〇%、商業に於ける七・四%である。礦業及び採石業では、資産五百萬弗以上の會社（五千萬弗以上の二十一會社をも含めて）は當該部門の會社及び非會社によつて生み出された所得合計中の六一%を生み出した。

## 八 結論

結論はしかく簡単ではない。アメリカの經濟活動といふ特定の範圍に注意が、集中されたため、大會社は多少重要性を持つてゐるのだ。合衆國の會社の僅かに〇・一%が全國の會社資產

の半分以上を所有してゐるが、全經濟活動の五分の二以上は非會社企業が占め、又その八一%以上は組合企業及び個人企業或ひは中小規模の會社によつて運營されてゐる。

それぞれの産業及び産業部門はその集中の程度を著しく異にするため、一般的な法則を定立することは出來ない。大企業は農業とか衣服製造業では全然存在しないが、その反対に公益企業及び煙草、自動車、製鋼業の如き若干の加工工業では大企業が殆んど全分野を被つてゐる。しかし、重役乗り込み、(interlocking directorates)投資トラスト、事業聯合、銀行聯繫(banking affiliations)の如き、その影響が本書に於て與へられた如き統計にあらはれない様な集中並びに支配の手段のあることを注意されたい。

## 第一章 會社の成長および支配程度

合衆國では、企業組織形態としての會社が廣く行はれるやうになつたのは比較的最近のことであるが、會社が出來たのは新しいことではない。すでに一八〇〇年までに三百三十五の會社特許狀が發行されてゐり、そのうち二百九十五は十八世紀末の十年間に獲得されたものであつ

第一表 合衆國における十八世紀の株式會社(a)

(種類別特許狀數)

時 代	金 融 業	道 路 業	地 方 公 益 業	本 來 的 企 業	全 體
植 民 地 時 代					
一七八一一七八五年			一		
一七八六一一七九〇年		五	五		
一七九一一七九五年		二九	一四		
一七九六一一八〇〇年		二七	七八		
全 百 分 率	二〇・〇	六七	一二二		
分 體	六五・四	二一九	三六(b) 二七(b)		
	一〇・七	一〇・七	四	一	一
	三・六	三・六	三	三	三
	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一八一	一一四	一一七

た。右の特許状總數中、二百十九は道路會社、三十六は地方公益事業會社、六十七は銀行及び保険會社に對するものであつて、僅かに十三だけが「本來的企業」(“Business proper,”) (註二)といふ項目のもとに分類されてゐた。會社の種類と創立年代については第一表參照。

- (a) Joseph S. Davis, *Essays in the Earlier History of American Corporations*, 第二卷二十四頁より引用。  
(b) 一七九九年二月二十一日のマサチューセッツ州一般會社法に據つて發行された給水會社に對する特許狀は含まれてゐない。

(c) 一七八一九〇年に下附された三十三枚の特許狀によつて、僅かに二十五個の會社が創設されたにすぎない。

(註一) ビジネス・プロパーに屬するのは加工業、鐵業、農業、土地業、及び商業である。

### 會社の支配力増大

產業革命及び大規模生産の發達によつて會社といふ組織形態を用ゐる新たな機會が開かれたことはよく知られてゐる。しかし十九世紀の第一四半期までは、會社の創立はそれぞれ特別法令によつて行はれたのである。一般會社法が制定されたのはやつと、マサチューセッツ州では一八二九年、オハイオ州では一八四六年、ニューヨーク州では一八四九年であつた。だが大抵の州では、南北戰爭の勃發(一八六一年—譯者)以前に一般會社法が出來てゐた。(註二)

合衆國で最初に會社組織となつたものは、銀行の他に、驛馬車會社、道路會社(通行稅をと

る)、運河會社、水道會社、及び保険會社であつた。鐵道は一八三〇年以後に增加し始めて、一八六〇年には會社表中第一位を占めた。<sup>(註三)</sup>この頃にはまたガス會社が設立され始めた。南北戰爭以後の時代に企業組織としての會社形態の利用がおそらく増加して、爾來、經濟生活上の各分野が次々に會社の支配するところとなつたのである。

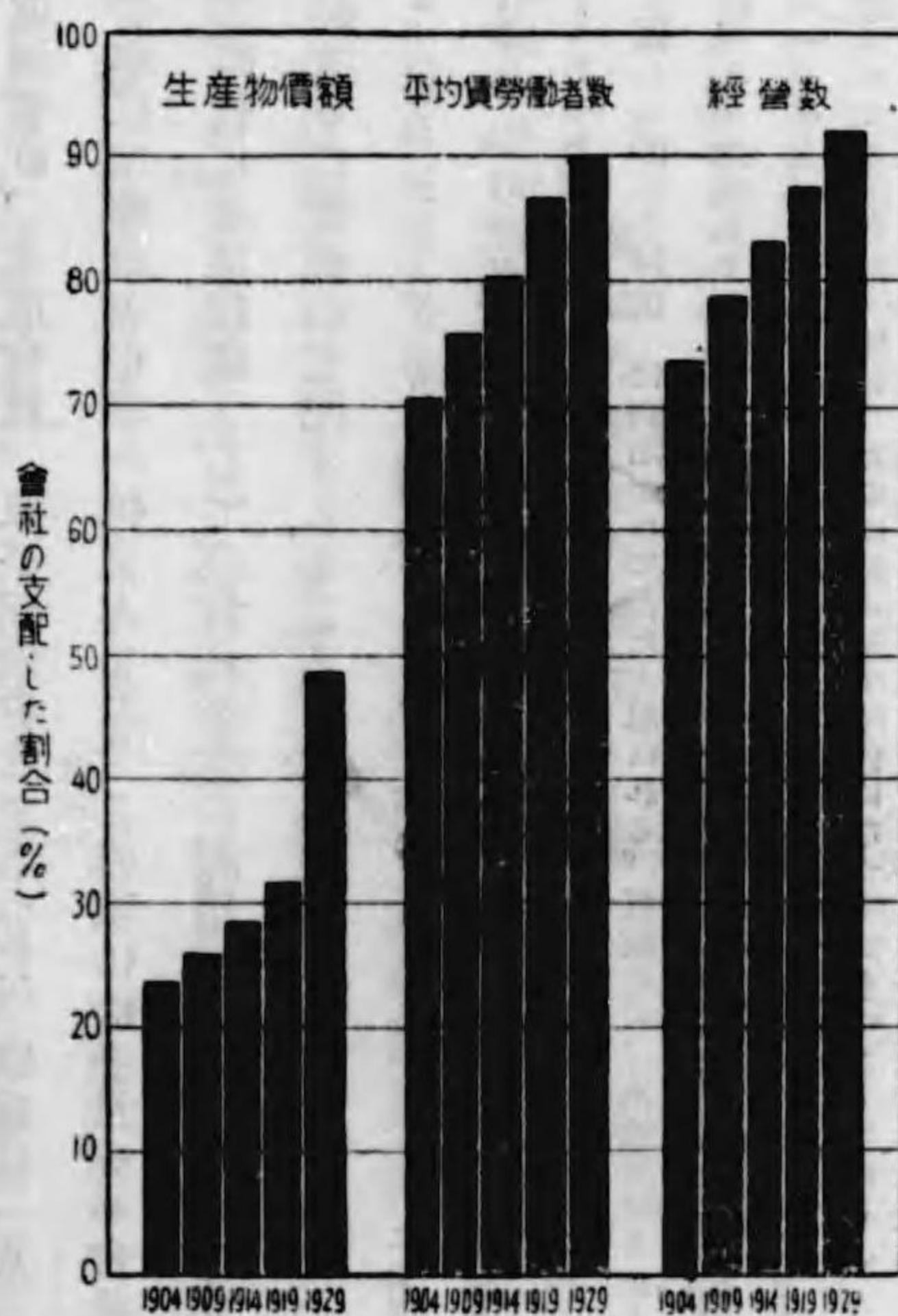
(註一) Adolf A. Berle, Jr., *Studies in the Law of Corporation Finance*, 二十頁。

しかし、バールが擧げてゐる日附以前にも、大した重要性もなく、又餘り效果をもたらさなかつた一般會社法がばつゝあつた様に思はれる。デーヴィスは前掲書の十八—十九頁で、一七九九年二月二十一日のマサチューセッツ特別法に關し「恐らく同法は利用されてゐたと思はれる。何故なら、水道會社を法人化せしめたマサチューセッツ特別法は同年突然停止されたからである。しかし著者は、こうして設立された會社に就て調査することは出來なかつた。一八一年迄は、會社組織の自由は、如何に重要な種類のものでも事業會社にまで擴大される事はなかつた。合衆國に於てかかる法令が一般化したのは近々四十年代になつてからのことである。」と述べてゐる。彼は又「『募集中に依る運河開鑿獎勵法』と呼ばれる、一七九五年末に通過したノース・カロライナ法令の一つは一般會社法令に類似のものであり、又さう呼ばれてゐた。……此の法令の効果は明かではない。……此の法令に據つて一聯の會社が組織されたようであるが、資料的に見て重要なものかどうかは疑問である。」とも云つてゐる。バールの上掲書二十頁には「一八一二年一月十一日の法令 10 Ohio Laws 24 はオハイオに於ける最初の一般會社法で、羊毛、綿、麻及びリンネル製品等の製造を目的とする會社の設立を認可したものであつた。此の法令は——これによつて諸會社が設立されたのであるが——一八一六年十二月二十日の法令によつて繼續された……が一八二四年二月二十四日の法令によつて廢棄

された……」と述べられてゐる。Charles W. Gerstenberg, Materials of Corporation Finance 三十一三十三頁は、有限責任（會社）認可をも含めて合衆國に於ける最初の一般會社法は一八一一年のニューヨーク法令であつたと述べてゐる。

(註三) Henry R. Seager and Charles A. Galick, Jr., Trust and Corporation Problems, pp. 17—18

### 第一圖 加工業に於ける會社の重要性の増大(一九〇四—一九二九年)



第一圖及び第二表は、今世紀中に加工業の分野において會社の重要性がどんなに増加したかを明かに示してゐる。第二表はまた鑄業及び採石業に關する同様事情を明かにしてゐる。

第二表 合衆國企業の所有權別百分率(一九〇四—一九二九年)

年 度	經 營 數		貨勞働者平均數		生 產 物 の 價 額	
	會 社	そ の 他	會 社	そ の 他	會 社	そ の 他
<b>A 加工業(一九〇四—一九二九年)(a)</b>						
一九〇〇四年	二三・六	七六・四	七〇・六	二九・四	七三・七	二六・三
一九〇九年	二五・九	七四・一	七五・六	二四・四	七九・〇	二一・〇
一九一四年	二八・三	七一・七	八〇・三	一九・七	八三・二	一六・八
一九一九年(b)	三一・五	六八・五	八六・六	一三・四	八七・七	一二・三
一九二九年	四八・三	五一・七	八九・九	一〇・一	九二・一	七・九
<b>B 鑄山業及び採石業(一九〇二—一九二九)(c)</b>						
一九〇〇二年	二八(d)	七一・四	八五・〇	一五・〇	八六・三	一三・七
一九一九年	三五(d)	六四・六	九〇・六	九・四	九一・四	八・六
一九二九年	五一(e)	四八・九	九四・二	五・八	九三・六	六・四
	六三(o)	三七・〇	九四・七	五・三	九五・七	四・三

(a) 百分率は左記資料から得た数字より算出。一九〇四年、一九〇九年、一九一四年一九一九年は合衆國商務省國勢調査局發行の Abstract of Census of Manufactures, 1919, p. 310. 頁より、一九二九年は同局 Fifteenth Census of the United States: Manufactures: 1929, I. 95 より。紙面の都合で、今後センサス資料より引用の場合は、出版物の

標題のみを記しその出所名は繰返さない。

### 二二

(b) 一九二九年のセンサスの數字は年五千弗以下の財貨を生産する諸會社を除外してゐる。雇用貨労働者及び生産物の價額の場合にはこの除外は百分率に左程影響しないが、經營數は小さな、大抵は會社組織になつてゐない工場を除外したために著しく減少し、この爲め會社所有の百分率に著しい上昇傾向を與へてゐる。

(c) "Mines and Quarries," 1902, V. 68, 1909, I, 33, 1919, I, 25, 1929, P. II. 一九二九年の百分率は算出したもの。"Census of Mines and Quarries" 中にある數字は年々鑛山業の分類基準が異なるため厳密な累年比較は不可能である。

(d) 經營者數の百分率。

(e) 企業數の百分率。一つの企業が一個以上の鑛坑を包含してゐることもある。

一九〇四年から一九二九年までの間に、合衆國の加工業に對する會社の支配程度は着々と増大した。即ち一九〇四年には、會社は加工業經營の二三・六%を所有し、生産物價額の七三・七%を生産したにすぎないが、僅か四半世紀の後には、會社形態をとる經營の百分率が四八・三%に増加し、それが生産物價額の九二%以上を生産した。また、加工業貨労働者總數のうち會社によつて雇用される百分率は、一九〇四年の七一%に比し、一九二九年には約九〇%となつたのである。

鑛山業及び採石業における發展も、加工業における發展に似てゐる。

### 經濟活動部門別に見たる會社（一九二九年）

幾多の經濟活動部門においては會社がいかにも眼につくので、また會社證券には廣く關心が拂はれてゐるし、大會社の事務に關しては殆んど絶間なく政治上及び立法上の問題が起るので個人企業や組合企業は馬車といつしょに消滅してしまつたかの如き印象が一般的である。この印象は、運輸その他の公益企業に關しては、また全體としての加工業に關しては、また鑛山業や採石業に關しては、多少は——但し多少はである——正しいが、しかしその他の經濟活動部門に關するかぎりでは、全く誤謬である。その他の部門——政府<sup>(註四)</sup>を含む——が一九二九年の國民所得の六三・三%を生産したのに對し、右に名をあげた諸部門によつて生産されたのは三六・七%にすぎなかつた。生み出された所得の見地からすれば、全經濟活動のうち、營利會社企業によつて營まれたのは五七%にすぎなかつた。第三表及び第二圖は、十大經濟活動部門の各々に關する事實を示してゐる。

(註四) 政府は社會に對し、對價たる租稅と引換へに幾多の種類のサービスを供與する（しかも或る範圍では商品を生産する）といふ事實により、もちろん、所得を生み出す事業と看做されねばならない。

(註五) 利用し得るものと新しい數字があるが、當面の目的のためには、一九二九年の數字適切ではない様に考へられる。

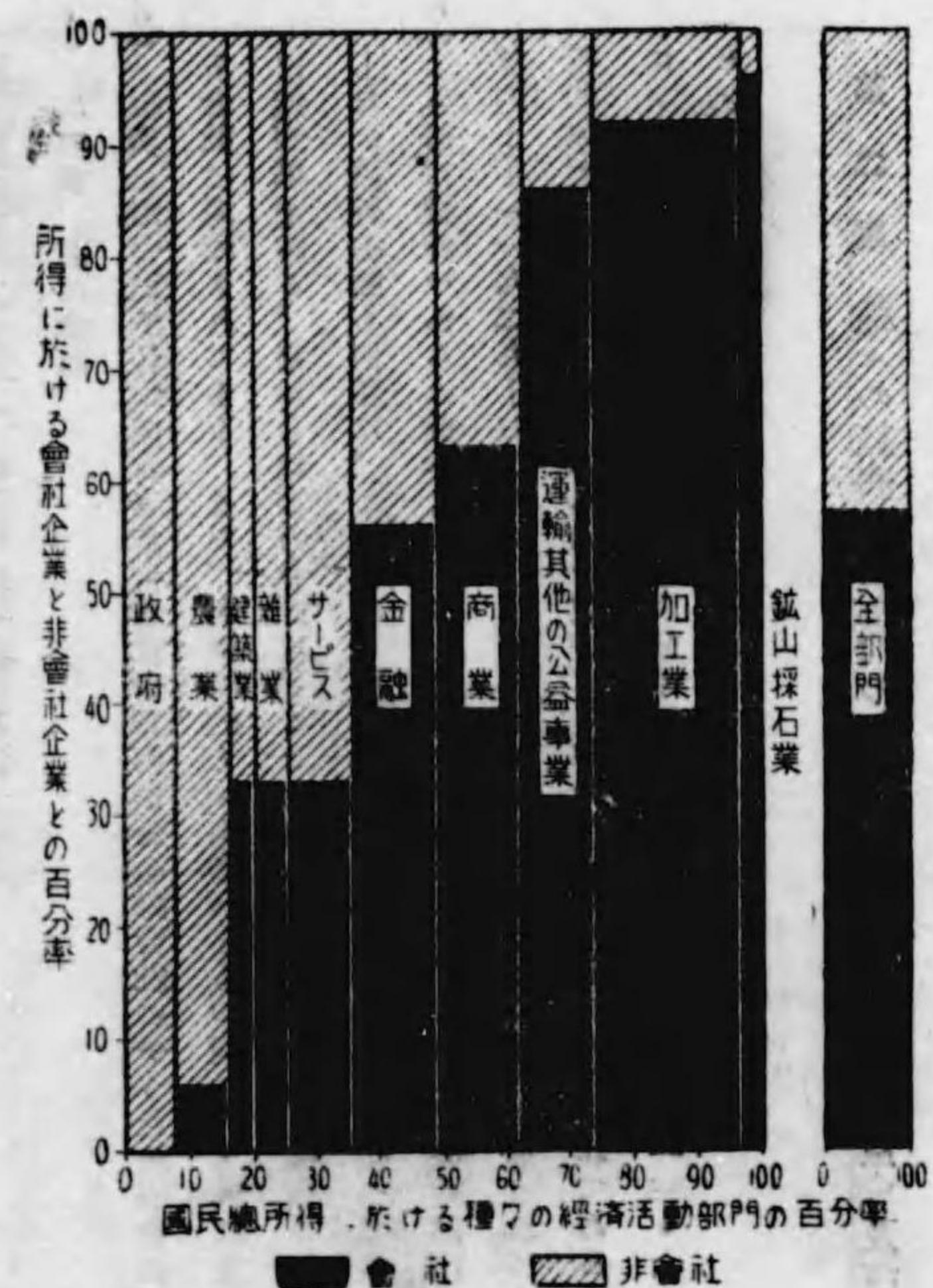
第三表 種々の経済活動部門の相對的重要性、及び、總所得のうち各部門の會社によつて生み出された百分率（一九二九年）

	生み出された國民所得中の百分率 <sup>(a)</sup>	所得中各部門の會社に由つて生み出された所得の百分率（推定） <sup>(b)</sup>
政 府 (c)	七・八	六
農業及び類似産業	九・一	三三
建 築 業	三・七 (e)	三三
雜 業	五・一	五六
サービス—専門的職業、娛樂業、旅館業等	一〇・二	六三
金融—銀行業、保険業 不動産業、持株會社、證券仲買業等	一三・六 (e)	八六
商 業	一三・七	九二
運輸その他公益業	一一・一	一一・三
加 工 業	一一・三	九六
鐵山・採石業	一一・三	五七
全 部 門	一〇〇・〇	

(a) United States Senate, 73 Cong., 2 Sess., Doc. 124, "National Income, 1929-32," 上記の百分率は分類に若干の變更を加へた後、オリジナルな資料から算出した。脚註 e (次掲 譯者) 参照。

- (b) 紙面の都合で、會社によつて生み出された所得の百分率推算のために使用した方法は説明出来ない。推算の基礎數字は種々の資料より取られたが、就中、前記脚註 (b—譯者) に引用した Doc. 124, United States Treasury, Bureau of Internal Revenue, Statistics of Income for 1929, Fifteenth Census of the United States: 1930, Construction Industry; Distribution, I, Retail Distribution, Part I; Distribution, II, Wholesale Distribution; Manufactures: 1929, I, Mines and Quarries: 1929,
- (c) 一二三頁、註四参照。
- (d) 復興金融會社や住宅所有者貸付會社や聯邦預金金融會社のやうな政府會社、並びに、都市その他の地方政廳に屬する會社は免稅されており、また、利潤目的といふ動機をもつ人々または集團による一事業部門の支配といふ問題とは無關係である。だから此等の會社は、ここでは「會社企業」とは看做されない。大學、病院その他、利潤を目的としない諸營造物も同様に、ここでは「會社企業」とは看做されず、從つて非會社事業中に含まれてゐるのである。
- (e) 「所得統計」からの數字との比較を容易にするために、企業の仲介業部門によつて生み出された所得推計を「雜部門—「一九二九—三二年の國民所得」では仲介業はこの部門に含まれてゐる—の數字から控除して「金融、銀行其他」の部門—國內收入局の數字には仲介業はこの部門に含まれてゐる—に加算した。このため、金融、銀行によつて生み出された國民所得の百分率は一一・六パーセントから一三・六パーセントに、雜業のそれは七・二パーセントから五・二パーセントに變つた。

## 第二圖 種々の經濟活動部門の相對的重要性（一九二九年）及び各部門に於ける會社の相對的重要性（一九三三年）



業における六%から、加工業及び礦山・採石業における夫々九二%および九六%、即ち殆んど完全支配に至るまでの開きがある。

もし各々の大部門をその構成諸部分に分割して見れば、その内部的相違は諸部門相互間の相

違よりも寧ろ大なるものがある。例へば、大部分が個人企業として營まれてゐる家内労務業と殆んど全く會社組織となつてゐる映畫製作業とが、所得統計においては、いづれも「サービス」の部門に含まれてをり、この部門は更に専門業、娯楽業、旅館業等、々を含んでゐる。しかし一部門としてのサービス業は三三%が會社組織となつてゐるのである。

### 會社の支配程度に関する他の測定方法

國民所得を標準にして會社の支配程度を評價するのは一つの測定方法である。しかし、これが唯一の測定方法ではないといふこと、及び、他の方法で測ればまた異つた結果が出てくるといふことを心得て居らねばならない。例へば加工業と礦山・採石業とを探つて見よう。前者においては一九二九年に、生産物價額の九二%が會社の支配下にあつたが、賃労働者總數のうち會社によつて雇傭されたのは九〇%よりもやや少く、經營總數のうち會社所有のものは約四八%にすぎなかつた。<sup>(註六)</sup> 鉱山・採石業における右に照應する數字は夫々九六%、九五%、および六三%であつた(第二表参照—譯者)。

(註六) Fifteenth Census of the United States: 1930, Manufactures; 1929, I, 95.

(註七) Fifteenth Census of the United States: 1930, Mines and Quarries: 1929, p. 14,

諸々の經濟活動大部門が會社的所有形態のもとで組織されてゐる程度の甚だしい相違は驚くほどである。本書の見地からすれば會社問題と關係のない政府を除外すれば、農業では個人的所有者及び組合の活動面が最大である。會社の支配は農

## 第二章 大會社の勃興

合衆國における「大企業」は、今日では殆んど専ら會社形態をとつてゐる——また多年來さうなつてゐるのである。ある種の金融會社はその重要な例外である。會社組織の二大便益は有限责任と資本調達上の大きな效果とである。これらの便益は、所有される財産の價額及び範囲が増大するにつれてますます重要となるのであつて、合衆國の大企業が殆んど一般的に會社形態をとつてゐるのは恐らくそのためであらう。

### 大會社の定義

大といふのは或る標準に対する關係においてのみ意味をもつ言葉であるが、あらゆる標準なるものは多かれ少かれ恣意的に決定されざるを得ない。本書の基礎をなす研究においては、金融的巨大性の標準として、少くとも五千萬弗の資産を有する會社企業、または少くとも年額五百萬弗の純所得を擧げる會社企業が選ばれてゐる、といふわけは、合衆國財務省の國內收入局によつて作製される所得年額表では右の數字が大きさの群別において最大のものとなつてゐる

からである。

もちろんこの標準は、時間的に遙かに相隔つた諸時代、またはその經濟的特徴において甚だしく相異なつた諸時代に對し、千變一律的に適用されるものではない。初期のニュー・イングランドの織物工場は、その當時としては巨大であつたし、またその競争者の眼には極めて大きなものに映つたが、右の標準からすれば今日ではとるに足らぬであらう。また千變一律的な標準は、おそらく、ある一定の時代における諸産業相互間の比較をも歪曲するであらう。ある企業は、右に述べた最低限度の大きさよりも遙かに小さいかもしれないが、しかもその企業は、その特殊の産業においては大きなものであり、従つて、また有勢有力であるかも知れぬのである。また或る産業では、大企業たる充分の資格のある或る企業が相對的には小さく、従つて重要でないかも知れない。<sup>(註一)</sup>

しかし、時代により位置により産業によつて標準を變へるといふことは、それ自身また色々な困難をきたすのである。例へば、相異なる産業毎に巨大性の標準を變へることにすれば、五千萬弗の株式會社と百萬弗の株式會社とが孰れも大會社の部類に這入るかもしれないが、これは、ある種の目的のためには非論理的であらう。本書で使用された資料を蒐集し分析した人々

にとつては、變動的標準よりも千變一律的標準の方が、完全でないにはしても、彼等の研究の目的のためには適當だと思はれたのである。

(註一) 全體としては非常に大きな企業であつても、多くの企業がそうである様に、それが幾つもの、程度の差こそあれ、明かに性質を異にした諸産業に從事してゐる場合には、その企業はそれゝの産業に於ける専門的競争者との比較では僅かの役割しか果さない、といふことも又注目に値ひする。

### 内部的成長と外部的成長

大會社は色々な仕方で、——即ち儲けを企業に注ぎ込むことによつて養はれた成長の結果として、また膨脹金融のため公衆に證券を賣ることによつて、また合併や、トラスト及び持株會社のやうな別の型の合同やの結果として、生れてきたのである。儲けの注ぎ込みまたは元の單位の膨脹の結果である成長は内部的成長と考へることができ、その他のものは外部的成長と考へることができる。

全體としての經濟膨脹のための内部的成長は、不況中の臨時的故障を除けば、たえず行はれてゐることである。それは單に、共同體による貯蓄の蓄積の一表現に他ならない。これに反して外部的成長は、明かに、多かれ少なかれ鋭い波状をなして起るのであつて、それは次ぎに簡単

に論じるやうな種々の形態をとるのである。

### 合同の三つの一般的類型

合同は大雑把にいへば次ぎの三つの一般的類型に分類することができる。即ち水平型と、垂直型と、新たな補足型とがそれである。

水平的合同とは、以前には相似た諸財貨——または相互に代用されうる諸財貨——の生産に從事してゐた諸事業の合同である。その他の型のどれにもまして、この型の合同の直接的目的は競争を低減することである。

垂直的合同とは、ある種の材料を生産する諸会社と、これらの材料を利用する諸会社との結合を意味するか、さもなければ、生産會社とその生産物の販賣會社との合同を意味する。垂直的合同は必ずしも競争を制限するものではない。それどころか、垂直的合同は時として、競争を激成する結果として、水平的合同の形成を誘引することもあるほどである。

補足的合同とは、相互に性質を異にしてはゐるが消費者により常に一緒に使用されてゐる諸財貨を生産する諸事業の結合を意味する。この型の合併は時として「サー・キュラー(circular)」と呼ばれることがある。垂直的合同と同じやうに、これは必ずしも激しい競争の持續と兩立し

ないわけではない。

### ト ラ ス ト

トラストなるものは産業合同の一つの現はれ方である。トラスト活動の最も古い、そして今は普通に行はれてゐる形態は、いはゆる「紳士協定」である。これに較べてやや複雑な型は「ブール」であつて、これは、廣義においては、個々獨立の諸企業が以て彼等の相互的利益のために各自の政策を調和せしめようとする一組の協定である。ブールは今もあるにはあるが、その好評だつたのは主として南北戦争後の二十年間であつた。型の分類やその順序は多かれ少かれ恣意的なものであるが、順序として第二番目に来るものとしては、本來的トラストを擧げてもよからう。技術的には、トラストは法律的には相獨立する諸株式會社を「合同幹部會」(a joint board of trustees) によつて支配する仕組であつた。全國的意義をもつ最初のトラストは、一八七九年に組織されたスタンダート石油會社であつた。<sup>(註三)</sup>

(註一) 事業聯合(Trade associations) や重役乗り込み(Interlocking directorates) は、苟しくもそれがトラスト運動にあらはれる限り一種の紳士協定の役割を果すものと考へてよからう。

(註二) William Z. Ripley, Trusts, Pools and Corporations. の著者。

その形態の如何を問はず、トラストまたは合同運動なるものは、競争の低減、節約の達成、および一層廣汎な市場支配の獲得といふやうな目的のための——最終目標が利潤の増加にあることは勿論である——諸事業の統一に向ふ傾向を表はしてゐる。これらの目的のどれに關しても、本來的トラストは紳士協定またはブールの孰れよりも遙かに效果的であつた、といふわけは、紳士協定またはブールの成否如何は契約上の義務の存在によりも寧ろ主として誠實さにかかるてゐたのに反してトラストの本質は契約上の義務の存在によつて殆んど廢止された。その理由としてゐたのに反してトラストの本質は契約上の義務の存在によつて殆んど廢止された。その理由意味では、九〇年代初期における州裁判所の判決によつて殆んど殘らず廢止された。その理由とするところは、トラストはその構成単位たる諸會社の特許状と矛盾するといふことであるかさもなければ、トラストが獨占への傾向を示して以來は、それは公共政策に反するものであり、従つて無効だといふことであつた。<sup>(註五)</sup> 今日では「トラスト」なる言葉は、たとへば「ステル・トラスト」または「アルミニウム・トラスト」といふやうに、その産業において或る程度の獨占的支配力を有する——または有するものと一般に信ぜられてゐる——大會社のどれにでもルーズに使用されてゐる。

(註五) People of The North River Sugar Refining Co., 121 N. Y. 582 (1890)

(註五) State of Standard Oil Co., 49 Ohio State 137 (1892)

### 持株會社および合併

トラストに代はる有效な代用物は持株會社である。實は、持株會社なるものは裁判所によりトラスト的組織形態において非合法と宣告されたことを達成するための仕組であつたことは極めて明白であつて、その合法性に關しては抑々の最初から若干の疑問があつたのである。このことは疑ひもなく、すでにニュージャージー州が一八八九年に折よくその會社法を修正して持株會社を合法化してゐたにも拘はらず、今世紀初頭にいたるまでこの仕組が一般化し始めなかつたのは何故かといふことを部分的に説明するものである。しかしながら、その主たる理由は一八九三—九四年の恐慌につづいた事業の不振と投資者間の確信の缺如とであつた。持株會社は一八八九年以前にも無かつたわけではないが、それまでは、會社は普通には他の會社の株を持つことを許されてはゐなかつた。

通常、持株會社が組織されるのは現業に從事するためではなくて、むしろ株式所有によつて現業會社——新會社または既存の會社——に對する支配を獲得するためである。その株を持ちながら會社の活動を支配しようとした純粹な投資會社、例へば投資トラストの如きは一般に

持株會社とは考へられてゐない。持株會社が組織されるのは、その諸々の子會社の諸活動を整合させ、子會社の金融を援助し、また子會社に對し工事や計算や廣告のやうな様々の種類の技術的サービスを提供するためである。

諸事業會社を結合するための仕組としての持株會社はトラスト禁壓法の脫法手段たることを目的としたのであつて、概していへば、トラスト禁壓法による攻撃からは比較的に自由であつた。といつても、持株會社の效果として獨占會社が出來さうな場合にこれを阻止するための法律が行はれてゐないといふわけではない。まつたくその反対であつて、ノーザン證券會社の判決はシャーマン法の條文を引用して、その鐵道業における仕組を非認した。クレイトン法の第七條は、特に、州際商業に從事する一會社が他の同業會社の株を獲得することは、その結果として兩會社間の競争が實質的に低減する可能性ある場合には非合法であると述べてゐる。

一九二〇年の運輸法は州際商業委員會に對し、株式所有によつて一鐵道會社が他の鐵道會社を支配することを阻止する權力を與へようとしたが、該委員會自身は、この法律では純持株會社による鐵道現業會社の支配を阻止しないといふ意見である。この決定には一下級裁判所の（註六）該委員會自身は、この法律では純持株會社による鐵道現業會社の支配を阻止しないといふ意見である。この決定には一下級裁判所の支持がある。（註七）一九三三年の銀行法の最も重要な條文の一つは、成員銀行をその子會社たる證券

會社及び持株會社から分離せしめる條文であつた。（註八）もつと新しいところでは、一九三五年の公益事業法は公益事業持株會社をして聯邦の嚴重な監督に服せしめてをり、また或る種の事情のもとでは、かかる持株會社を廢止しようとしてゐる。

（註六） Par. 2, sec. 5.

（註七） Forty-third Annual Report of the Interstate Commerce Commission, 1929, pp. 80—82, In re: Stock of Denver & Rio Grande Western R. R., 70 I. C. C. 102.

（註八）一九三五年の銀行法は此の條文の本質的な變更を行つてはゐない。

### 一九〇五年までの合同の成長

センサスで報告された合同は、一八六一一一八八五年の間には五個にすぎなかつたが、その後一九〇〇年（を含む）までは毎年に四個から七十六個——全部で百九十九個——に達した。（註九）その絶頂は一八九九年であつた。しかしながら、最も重要な合同の若干はこの計算から除外された、といふわけは、センサスでは狭い定義が使用されたからである。

（註九） Twelfth Census of the United States, 1900, VII Manufactures, part I pp. lxxv-lxii.

一八九七年以前のトラストの組織は旺んだつたとは云ひがたい。しかしこの年を端緒として

現象的な繁榮が始まつて、有力な刺戟を生じた。一八九七年には、五千萬弗以上の資本を有する約四十四の會社、または會社の聯合群があつた。しかし、そのうちの八社だけが産業會社で十一社乃至十二社は公益事業會社であり、大多數は鐵道會社であつた。一九〇〇年末には五千萬弗産業會社の數が二十九社に増加し、一九〇三年末には四十一社に増加した。ムーディに従へば、一九〇四年初頭には、總額六十五億弗以上の資本を有する三百五の「トラスト」が活動してゐた。そのうへ、總額五億弗を超える資本を有するもう十三社が改組または整理中であつた。この三百十八社のうち、總額十二億弗近くの資本を有する八十二社は一八九八年以前に組織されたのであり、總額六十億弗以上の資本を有する二百三十六社は一八九八年の初めから一九〇四年一月一日までの間に生れたのである。<sup>(註十)</sup>

(註十) John Moody, *The Truth About the Trusts*, 1P. 453—469, 486. ムーディーは「事業を獨占しようとする。競争的立場にある商賣を制壓、或ひは妨害しようとする。又商品の價格を固定したり、影響を與へたり、脅威させようとする。意向や權力或ひは傾向をもつてなされ・作られ。或ひは構成されたと信ぜられる人間又は資本のあらゆる行為・協定・結合」を「トラスト」なる概念の下に包括して使つてゐる。

ワトキンス教授は一八九〇年から一九〇四年に至る間の産業合同に關する事實を報告してゐるが、それは第四表に示すとほりである。この十五年のうち一八九八年から一九〇二年までの

五年間の分は、合同總數の七〇%以上と、合同諸會社の總資本の八一%以上とであつた。この初期時代を一貫して、合同諸會社の總資本中のかなり大きな部分は謂はゆる「水を割つた」ものであつた。

(註十一) Myron W. Watkins, *Industrial Combinations and Public Policy*, Appendix II, pp. 317—324. 資料蒐集

に當りワトキンス教授は次の如き基準を取つた。

「第一、純粹に地方的な合同は除外した。……第二、公益事業會社の合併は含まれてゐない。第三、外國の特許下にあり、且つ外國資本に依つて動かされたアメリカ資產の合同は包含された。……第四、數年間に亘つて繼續する擴張・又は、より廣汎な合同を伴ふ改組による重複はそのまゝにしたが、合同と再合同が同一年内に行はれたときにはこれを入れなかつた。たゞへ合併の形式をとつたとしても斷片的な擴張は勿論考慮に入れなかつた。第五、合同後の資本が百萬弗以下の場合には之を除外した。……」同書、三十九頁。

#### 第二圖 表 産業合 同 (一八九〇—一九〇四年)

合 同 數	資 本 額(弗)
一八九〇年	一二
一八九一年	一三
一八九二年	一二
一八九三年	五
	一三七、六一一、五〇〇 一三三、五九七、一六七 一七〇、〇一七、〇〇〇 一五六、五〇〇、〇〇〇

一八九四年	二六、五〇〇、〇〇〇
一八九五年	一四、五〇〇、〇〇〇
一八九六年	七五、〇〇〇、〇〇〇
一八九七年	四七五、二五〇、〇〇〇
一八九八年	一、八八六、〇五〇、〇〇〇
一八九九年	二九四、五〇〇、〇〇〇
一九〇〇年	一、六三二、三一〇、〇〇〇
一九〇一年	五八八、八五〇、〇〇〇
一九〇二年	一三七、〇〇〇、〇〇〇
一九〇三年	二三六、一九四、〇〇〇
一九〇四年	五、九六三、八七九、六六七
全體	二三七
	八

一九〇四年以後、合同運動はやんてしまつて、それが復活したのは第一次大戰後であつた。その幕合には、幾多の會社の規模が大きくなり、また、現存する合同の幾つかは大審院の判決に順應するやうに改組された。<sup>(註十二)</sup> ばつぱつ合併が行はれはしたが、一九〇四年に終るそれと比較されうるやうな一般的爆發は起らなかつた。しかし、アルミニウムや發動機車輛や活動寫眞の

やうな新産業の幾つかにおいては、たしかに幾つかの大會社ができた——といつてもそれは、合同によるよりも寧ろ内部的成長によつてである。

(註十二) 特に、ノーザン證券會社對合衆國裁判 193 U. S. 197 (1904); 並びにニュー・デヤーシー・スタンダード石油會社・對合衆國裁判 221 U. S. 1 (1911) の見地に従つて。

### 合同運動中絶の理由

十五ヶ年以上にわたる事實上完全な合同運動中絶については様々な説明が與へられてきたがそれらの説明はすべて多少の根據を有するやうに思はれる。その一つはルーズベルト政府及びタフト政府の「トラスト馴致」活動であり、もう一つは、一九〇五年以前にできた合同の多くが儲からなかつたこと——そのうち創立者たちの期待どほりにいつたものは極めて僅かだつたことである。さらにもう一つの尤もらしい説明の根據は、あらゆる種類のトラストや持株會社や合併や企業合同やの創立の成功は主として、自分のものであるか銀行から借りたものであるかは兎にかく資金の潤澤な投資者や投機者の樂觀的な——輕信的でないまでも——群の存在に依存するといふ事實である。しかるに一九〇三年の株式市場瓦解や一九〇七年の事業危機は、個々の買手にも銀行にも、彼等が幾年間も癒しえなかつたほど痛い教訓を與へた。一九二九年

の株式市場崩壊およびその後の不況も同じやうな影響を及ぼして、二十年代といふ「新時代」の合同運動は唐突な幕切れとなつた。

#### 第一次大戦後十年間における合同

第一次大戦中の戦時利潤はさきに失敗に歸してゐた幾つかの舊組織の若返りを思ひがけなく可能ならしめはしたが、條件が熟して大規模な合同運動が復活したのはやつと大戦後のことであつた。

第一次大戦後の時代についてはソーブ博士が加工業及び礦山業における合同の記録を編輯してゐるので、その一部分を第五表に摘録しよう。

第五表 加工業及び礦山業に於て記録された業種別合併數（一九一九—二八年）（<sup>a</sup>）

	石炭	石油	鐵及び銅	非鐵金屬	織物						
年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	全體
石	一五	三五	一六	一一	九	一三	一一	一	二七	二五	八
炭	四	七	六	五	九	八	九	五	五	五	七
油	二四	四二	一九	一五	六五	一五	一三	一	二三	二五	八
鐵	四六	八六	一二	六五	一五	六五	一三	一	二二	二五	八
及	一七	三三	九	一五	一五	一五	一三	一	二七	二五	八
銅	三三	一〇	一六	一五	一五	一五	一三	一	二二	二五	八
非	八九	一六	三八	一八	一九	一九	一三	一	二七	二五	八
鐵	八九	一七	三三	一〇	一〇	一〇	一三	一	二二	二五	八
及	八九	一七	三三	一〇	一〇	一〇	一三	一	二二	二五	八
織	六七	八四	五三	五	五	五	一三	一	二二	二五	八
物	六七	九一	八三	五	五	五	一三	一	二二	二五	八
全	九五	一四	二七	六四	一四	一四	一三	一	二二	二五	八
體	九五	一四	二七	六四	一四	一四	一三	一	二二	二五	八

	發動機車輛	化學製品	食料品	木材及び紙	その他
八九	一六	三八	一八		
一七	三三	一〇	一六	五	一二
三三	一〇	一〇	一六	五	一二
八九	一〇	八九	四七		
六七	八四	五三	五		
九五	一四	二七	六四		
一二一	三一	六	一三	二九	
一三九	二八	一二	一四	八六	
二〇七	四六	二五	二五	八五	
一一一	五二	二〇	二三	一九	六
一、三六	二四六	九一	一二八	五九	六七

(a) Recent Economic Changes in the United States 第一卷一八六の Willard L.Thorp, "The Changing Structure of Industry" ソーブは『ここに挙げられた記録が完全だといふ主張はされてゐない』ことを指摘してゐる。しかし彼は、それにも拘らず吾々は「相當の理由をもつて、この記録は合同運動の絶対重をではなくともその趨勢を示すであらうと假定」することができるといふ彼の信念を表明してゐる。同上、一八二一一八三頁。

一九一九—二八年の十年間は加工業及び礦山業において一千二百六十八の合同が行はれたがそのうち三分の一は一九二七—二八年のブーム時代の出来事であつた。石油業、非鐵金屬業、織物業及び食料品業のいづれにおいても百以上の合同が行はれたが、合同運動は鐵鋼業において特に活潑だつたやうに思はれる。この一千二百六十八の合同は、獨立會社四千一百三十五社の聯合と五千九百九十一社の消滅とを意味した。<sup>(註十三)</sup>

(註十三) 一九二九年には一千二百四十五社の独立加工業及び礦山業が消滅し、一九三〇年のそれは七百四十七社であつた。The American Economic Review, Supplement 一九三一年三月號、七六一八九頁の Thorp, "The Persistence of the Merger Movement" 参照。

ソーブはまた、「電氣界」に發表された材料に基づいて、公益事業の間の合同に關する若干の數字を編輯してゐる。それによれば一九一九年から一九二七年中に、合計三千七百四十四社の公益事業會社が、合併または他の買収によつて消滅した。消滅會社數の趨勢は、二つの中斷はあつたが、一九一九年の二十二社から一九二六年の一千二十九社にいたるまで着々と增加した。<sup>(註十五)</sup> 一九二七年には九百十一社に減少した。<sup>(註十五)</sup>

(註十四) Recent Economic Changes in the United States 第一卷、一八五、一八七頁。

(註十五) 一九二八年の九月までには、前年同期におけるよりも消滅會社が九十社少なかつた。

第一次大戰後の合同は次の二つの傾向によつて特徴づけられてゐた。特に公益事業分野における大規模會社とは別物たる持株會社の成長と、合同の性質決定者としての生産問題よりは寧ろ販賣問題の發生とがそれである。後者の結果は、時にサーキュラーと呼ばれる補助會社の創設と、チエイン・ストアの急速な成長とであつた。

一般的に云へば、第一次大戰後の加工業及び礦山業における合同は、大戰前のそれに較べて

資本が少なく小規模會社の形成に終つたが、しかしその數は多かつた。それには補助的合同ばかりでなく、古くからの水平型及び垂直型の合同も含まれてゐた。のみならず幾多の會社は、二十年代の十年間に、合同を俟たないで、ある人々により半獨占的地位を占めるものと看做されたほどの大きさにまで成長した。

本章では合同による成長を強調したが、しかし、諸企業による利潤の再投資もまた——殊にある時期、ある産業においては——會社成長の重要な原因であるといふ事實を無視してはいけない。公衆に證券を賣つて得た資金による内部的膨脹についても同じことが云へよう。

## 第三章 營業単位の集中

### A 加工業

加工業における集中に關する最初の公けの調査は一九〇〇年に合衆國國勢調査局によつて企てられた。それによると、二千四十の獨立營業所を包羅する百八十五の合同があつて、これが全營業所の賃労働者數の八・四%と、賃銀額の九・六%と、生産物價額の一四・一%とを占め（註一）ゐた。その夫々の殘餘が二十九萬四千四百營業所の分であつた。云ひ方をかへれば、百八十五の合同會社は全營業所數の一%以下を含むにすぎなかつたが、それが、勞働者數、賃銀額および加工生産物價額の夫々の八%、九%，および一四%以上を支配したのである。全生産物價額中の分前によつて測れば、最高度の集中は次の諸分野で發見された。化學製品三三・四%。鐵及び鋼、二八・四%。煙草、二六・二%。鐵鋼以外の金屬及び金屬生産物、二四・一%。合同の數は化學工業においては十五（二百五十工場）であり、鐵及び鋼においては四十（四百四十七工場）であり、煙草においては四（四十一工場）であり、金屬及び金屬生産物においては

十一（八十九工場）であつた。<sup>(註1)</sup>

(註1) 全營業所といふのは、センサスによつて分類された「その他の全營業所」二十九萬六千四百四十からなる。これには、二十一萬五千八百十四の手工業や、十二萬七千四百十九の生産額五百弗以下の營業所や、百三十八の政府營業所や、三百八十三の教育的、慈善的及び懲役的な工場は含まれてゐない。

(註2) Twelfth Census of the United States, 前出, lxxx-lxxxi 頁。

#### 複數單位と單獨單位との對照

集中といふ一般問題に關しては、一九〇〇年のセンサスにおける數字とは性格を異にする數字が利用できる。例へばウイラード・エル・ソーブは「最も簡単な、また最も公然と認められてゐる形態をとつた合同——一個以上の營業所を單一の中央事務所が運営してゐる合同」の研究をしてゐる。ソーブ自身がそんな言葉を使つてゐるわけではないが、かかる合同を便宜上、「單一單位企業」と區別して「複數單位企業」と呼ぶこともできる。一九一九年には、ソーブによれば、複數單位企業によつて包容された二萬一千四百六十四の加工業營業所があつて、複數單位企業は全加工業企業の七・四%をなしてゐた。<sup>(註4)</sup>この數字は複數單位企業のすべてを——その發展の仕方、すなはち何か合併または合同の形式によつたのか、内部成長によつたのか、

買收によつたのかを問はず——含んでゐる。

(註3) Willard L. Thorp, "The Integration of Industrial Operation," Census Monographs III, 17頁。ソーブはつづけて云ふ、「金融的結合、重役の乗り込み、銀行支配といふやうな、眼立たない結びつき關係はすべて無視されてゐる。これは合同運営の研究である。」

(註4) 同上, 一〇七頁。

一九二九年には、センサスによつて記録された複數單位營業所の數は二萬六千二百八十六で全體の一・二・五%であつた。<sup>(註5)</sup>この數字はソーブの數字とは比較されえない、といふわけは、一九二九年には、センサスは年產額五千弗以下の營業所を除外したからである。それが含まれてゐたならば、複數單位營業所の百分率は疑ひもなく一・二・五%よりは小さかつたであらうが、それでも恐らく、一九一九年のそれよりは大きく、この十年間ににおける集中の増加を（複數單位が集中の標識たるかぎりにおいて）示したことであらう。

(註5) Fifteenth Census of the United States, Manufactures, 1929, I, 95.

一九二九年のセンサスによつた次の表は、種々の標準から見た複數單位と單數單位との相對的重要性を示すものであつて、それを更に、會社に屬する企業と會社に屬しない企業とに分け

て比較した。

五〇

第六表 加工業企業の複數単位及び單數単位別百分率（一九二九年）（a）

營業所數 賃労働者數 生産物價額 加工による附加價額	會社		非會社		全體	
	複數單位	單數單位	複數單位	單數單位	複數單位	單數單位
一一・六	三六・七	〇・八	五〇・九	一二・四	八七・六	
四七・六	四二・三	〇・八	九・三	四八・四	五一・六	
五三・七	三八・五	〇・六	七・二	五四・三	四五・七	
四八・九	四二・六	〇・六	七・九	四九・五	五〇・五	

(a) 同上。百分率はセンサス中の数字から算出。

全體の欄を見ると、營業所數の見地からすれば、加工業企業は一九二九年にはまだ主として單數單位型であつたことが分かる。しかしその他の觀點——賃労働者數、生産物價額、及び加工による附加價額——から見れば、單數單位型と複數單位型との間の割合はほぼ五分五分であった。

會社企業と非會社企業とを區別して見ると、事實上ではすべての非會社企業が單數單位型で、

あつたことがわかる。會社の間においてすら、なほ單數單位型企業が複數單位型企業の三倍以上もあつたが、しかし賃労働者數、生産物價額及び附加價額に關しては複數單位企業が單數單位企業よりも多かつた。

### 加工業における大工場の出現

複數單位の存在程度は加工業における集中の一尺度である。もう一つの尺度は單位または工場の大きさである。ある工場が大きいか小さいかを決めたり、諸工場の相對的大きさを比較したりするためには、例へば雇傭賃労働者數や、加工による附加價額や、使用馬力數のやうな様々のものさしを用ゐることができる。あらゆる事情を考慮すれば、雇傭賃労働者數が最も扱ひ易くて適當な測定單位のやうに思はれる。しかしこの尺度も決して缺點がないではない、といふわけは、ある期間を超えると雇傭狀態および生産過程が變化するからである。加工工場に適用されるものとしては、一千人以上の被傭人といふのが恣意的ではあるが、巨大性の合理的な定義であるやうに思はれる。<sup>(註六)</sup>

(註六) 千變一律的尺度の使用については二十九—三十頁で論じた。もちろん、巨大性の最低限度としての一千一人といふ数字がその前後のどの数字よりも優れてゐるといふわけではないが、しかし、どれか他の数字が一千人よりも一

そう適當だとは思はれないものである。

第七表は一九二九年までの種々のセンサス年度について、すべての加工業における諸工場間

の賃労働者数の百分比的割合を示してゐる。

五二

第七表 一工場當り賃労働者数の百分比的割合（全加工業、一九〇九—二九年）（註a）

一工場當り賃労働者数	賃労働者数によつて分類された諸工場における賃労働者の百分比的割合					
	一九〇九年	一九一四年	一九一九年 <sup>b</sup>	一九二一年	一九二三年	一九二九年
一 一 五人	四・七	四・五	(二・七)	三・二	二・四	三・二
六 一 二〇人	九・七	八・六	(六・八)	八・六	七・〇	六・七
二 一 五〇人	一一・六	一一・五	九・一	九・三	九・二	九・一
五 一 一〇〇人	一一・八	一一・三	一一・三	一一・三	一〇・一	一〇・一
一〇 一 二五〇人	一九・〇	一九・二	一九・一	一九・一	一七・九	一五・二
二五 一 五〇〇人	一五・二	一五・三	一七・六	一五・二	一五・一	一五・一
五〇 一 一、〇〇〇人	一二・七	一三・二	(一三・九)	一四・六	一四・〇	一三・三
一、 〇〇 一 人 以上	一五・三	一七・八	(二六・三) 四八 七二 四	一二・三	一八・〇	一八・〇
全 體	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(a) 百分比は種々の年度の工業國勢調査における数字から算出した。

(b) 一九〇九年、一九一四年及び一九一九年のセンサスは生産物價額五千弗以下の營業所を含むが、その後のセンサスはこれらの小營業所を除外してゐる。しかし一九二九年のセンサス・オヴ・マニユ・ファ・クチユ・アズは、五千弗以下の營業所を除去することによつて訂正した一九二九年度の数字をあげてゐる。これらの訂正数字は第七表の括弧内に出てゐる。これはその後の諸センサスにおける數字と比較さるべきものである。一九〇九年及び一九一四年の数字は嚴密に云へばさうした比較を許さないのであるが、しかし一九一九年の数字を見ればわかるやうに、訂正しても賃労働者の百分比的割合には極めて僅かの影響しかないのである。

大工場は一九〇九年から一九一九年までの間にその相對的重要性を甚だしく増加した。<sup>(註七)</sup>この十年間の初めには、加工業における賃労働者のうち、一千人以上の被傭人を有する工場で働いてゐたものは六分の一以下であつたが、終りには、かうした大きさの工場に雇はれてゐたものが四分の一以上となつた。しかるに次の十年間には、不況の一九二一年を考慮外においてもこの趨勢が逆になつた。すなはち一九二三年には、最大級工場における被傭人の百分率が一九一九年の二六・七%<sup>(註八)</sup>に對して二四・一%にすぎなかつた。また、數年間にわたる幾多の加工業における大好況、生産能力の膨脹、及び會社の成長の絶頂である一九二九年においては、その百分率が一九二三年のそれを僅かに超えて二四・四%となつたにすぎない。

(註八) 修正された数字。

### 工場の大きさと工業の大きさとの関係

五四

もし氣ままに、總敷二萬五千人以上を雇用するものを「大規模」工業、二萬五千人以下を雇用するものを「小規模」工業として分類するならば、この二部類の間には或る種の相違が現はれる。最も興味のある相違は、大規模工業においては一千人以上の賃労働者を有する工場で使用する賃労働者の百分率が減少した——一九一九年の二八・三%から一九一九年の二五・八%に——のであるが、一方小規模工業においてはそれが僅かに増加した——一六・三%から一七・二%に——といふことである。賃労働者數二百五十人以上一千人までの工場を含む大規模工業と小規模工業とについて見れば丁度この逆の傾向が現はれるのであつて、この場合には大規模工業では二七・三%から二九・四%への増加を示したが、小規模工業では二五・六%から二三・一%に減少したのである。

全數字を個々の工業別に分解してみると、その數字は紙面の關係で本書には收められないが一九一九年から一九二九年までの間にでは、大工場が重要さを増した工業（大規模工業と小規模工業とを一緒にする）の數と大工場が重要さを減じた工業の數とが五分五分だったことがわかる。一九一九年から一九二九年までの間に大工場の相對的重要性が増した工業の著しい例は

次の如くである。すなはち自動車（車體及び部分品）工業では大工場の占める百分率が雇用賃労働者總數の三八・八%から六五・七%に増加し、鉛管類工業ではそれが一一・八%から二八・三%に増加し、煙草（葉巻及び巻煙草）工業ではそれが一五・四%から三一・六%に増加した。それが減少した重要な例は次の如くである。すなはち造船業（小舟を含む）では八五・五から三二・一%に減少し、卸賣用肉類包装業では六四・二%から四三・〇%に減少し、食物調理業では九・二%からゼロとなつた。

二〇年代に工業組織上で起つた重要な變動は、工場の大きさ（賃労働者數で計つた）における變動ではなくて、企業の大きさにおける變動であつた。工場の大きさを賃労働者數で計る場合、第一次大戰前及び大戰時代の集中運動は中絶したのである。この中絶の一説明は、工場の大きさは主としてその技術的過程に依存するといふことである。工場の大きさがその點を超えると當時の技術的過程のもとでは能率が低下するといふ、ある最大限度があるやうに思はれる。しかし念頭におかねばならぬのは、ここで結論はもつばら賃労働者數に基づくものであるが、その賃労働者數なるものは既に指摘したやうに工場の大きさの一尺度たるにすぎぬといふことである。第七表に含まれた期間の技術的發展のもとでは、もし加工業によつて附加され

た價額が賃労働者數の代りに測定單位として用ひられたならば、一九一九年につづく十年間に大工場の相對的重要さの一そうの増加が明白だつたかもしけぬといふことは全くありうることである。

のみならず、種々の工業の間には色々の相違があるので、全體的に見た概説論は大いに用心して受取ることが必要となる。たとへば、一九一九年から一九二九年までの間の自動車車體及び部分品工業における大工場の重要さの増大を造船業における大工場の重要さの減少と対照して考へてみよ。最大工場における賃労働者の集中に關するかうした相違については、技術的諸要因と同じやうに經濟諸要因も與つて力があつたといふのは尤もな假定である。

#### 企業別に見た賃労働者の集中

しかしながら、實際的集中の程度を表はすものは、工場の大きさではなくて寧ろ企業——事業全體——の大きさである。けだし、すでに示したやうに、加工業分野における多くの企業は一個以上の工場を經營してゐるからである。

(註九) 四八一五一頁参照。

一九三三年度の「工業國勢調査」は、主要生産物の點で比較的に同質な三百八種の產業を認

めてゐる。これらの工業に關する統計は工場または營業所を單位としてのみ公表されてゐるのであるが、國勢調査局は「二十世紀財團」のために八十四種<sup>(註一〇)</sup>の工業につき特別の表を作製したのであつて、この表では同一所有權のもとにある諸營業所が一纏めにされてゐる。それで、これらの工業内の諸企業による賃労働者の集中に關する確かな事實を——ただ不幸なことに一年間、しかも限られた範圍についてだけ——示すことができる。八十四工業の表は三百五十三萬四千八百三十六人の賃労働者、即ち全加工業における賃労働者總數の五八%を包括してゐるがしかしこの表を全體としての加工業の代表的横断面だと考へてはならない。この表は、一九三三年に二萬五千人以上の賃労働者を雇傭した四十六種のセンサス工業のうち三十四工業を含んでゐるが、二萬五千人以下を雇傭した二百六十二工業のうち五十工業しか含まないのである。<sup>(註一一)</sup>

(註一〇) 表の作製は實際には八十五工業に亘つたが、其の中一つはデータが得られなかつた。

(註一一) 一企業によつて所有される各營業所群に關する數字は必ずしもその企業全體の大きさを示すものではなく、問題とされてゐる特殊工業の内部におけるその企業の大きさのみを示すのである。ある企業體はしばしば幾多の明かに相異なつた諸工業に從事してゐるのであつて、例へば或る自動車製造會社はガラス工業やペイント工業の分野でも工場を經營してゐることがある。

(註一二) この表は實際よりも高度な集中の方向に幾らか歪められてゐる、といふわけは、そこでは大した集中または調

占が行はれてゐないことの分かつてゐる或る種の大規模工業が除外されてをり、また、そこでは可なりの集中が恐らく發見されるだらうと信ぜられてゐた或る種の小規模工業が包含されてゐるからである。

### 巨大的加工業的企業における集中

第三圖では諸工業が、各六大会社に属する労働者の割合の大小の順序に配列されてゐる。  
 同時に又三大會社に於ける集中をも示してある。  
 (註一三)

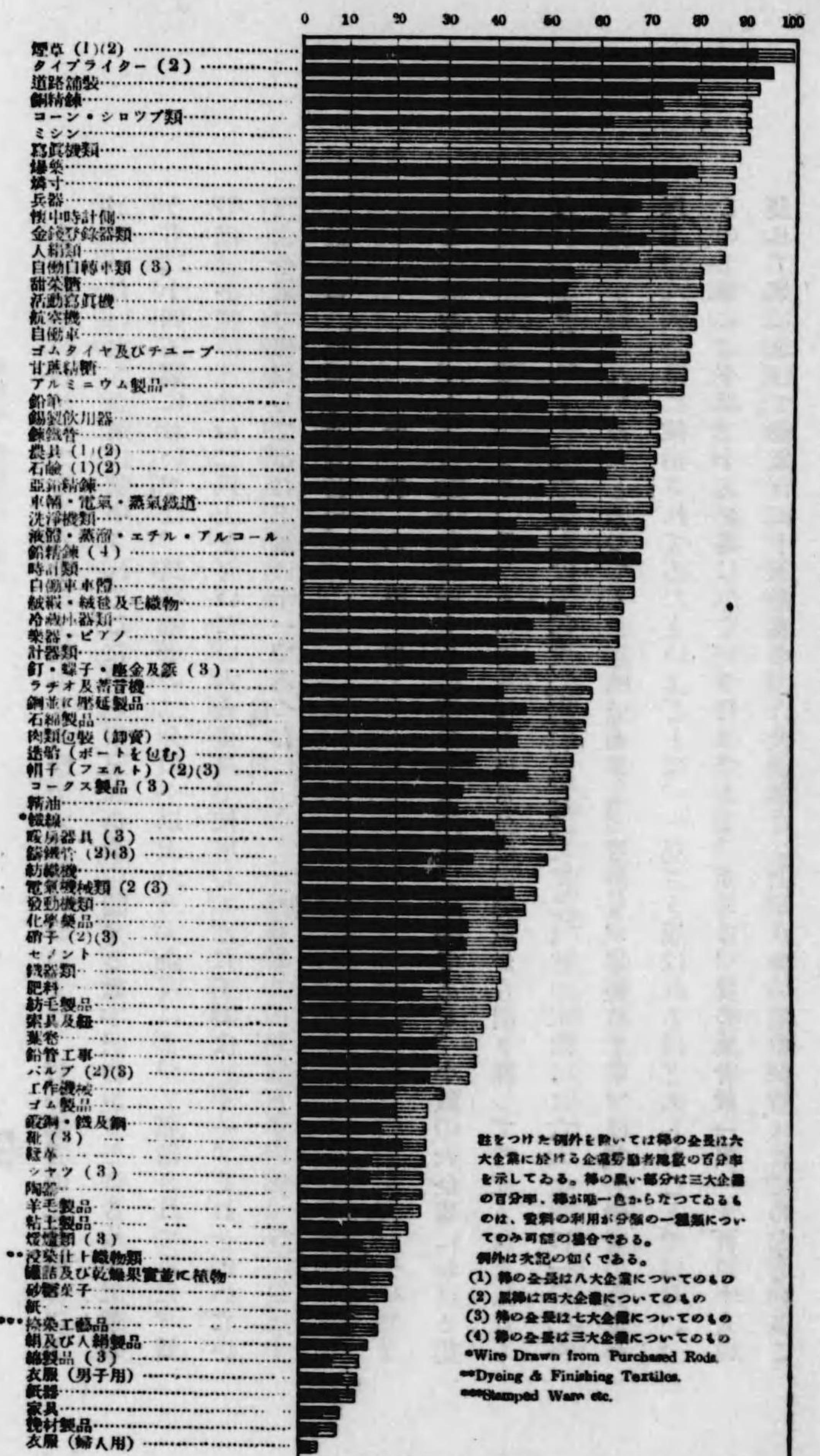
(註一三) この表に含まれてゐる六大会業乃至三大企業の全部が會社だといふことはつきりとは分からぬが、おそらくさうであらう。と云つても、一つや二つの例外はありうる。

幾つかの工業においては、六大会業の代りに七乃至八大企業をとり、三大企業の代りに四大企業をとることが必要であつた。六工業においては、どれかの群に属する数字が全く缺けてゐる。

この圖表は集中程度の驚くべき相違を明瞭に示してゐる。一方の極端は卷煙草工業であつて、この工業では賃労働者全部の九九・四%が八大企業に雇用され、九一・四%が四大企業に雇用された。他方の極端は婦人服業であつて、この場合には僅かに三・七%が六大会業に雇用され、二・一%が三大企業に雇用されてゐた。中程度のものは卸賣用肉包裝業や造船業である。前者においては賃労働者の五六・一%が六大会業により、四四・一%が三大企業によつて雇用されてゐた。後者においては、その夫々の数字は五四・二%と三四・六%である。

第三圖 八十四の加工業的企業に於ける労働者の集中。一九三三年

(パーセンテージ)



註をつけた例外を除いては他の企業は六大会業に於ける企業労働者比率の百分率を示してゐる。他の黒い部分は三大企業の百分率、緑が唯一色からなるものは、費用の利用が分類の一類類についてのみ可能の場合である。  
 例外は次記の如くである。  
 (1) 緑の全長は八大企業についてのもの  
 (2) 緑は四大企業についてのもの  
 (3) 緑の全長は七大会業についてのもの  
 (4) 緑の全長は三大企業についてのもの  
 \*Wire Drawn from Purchased Rods.  
 \*\*Dyeing & Finishing Textiles.  
 \*\*\*Stamped Ware etc.

その数字がわかつてゐる八十二工業のうち四十六工業においては、賃労働者の二分の一以上がだいたい六大企業に集中されてゐた。その三大企業に關する数字がわかつてゐる八十工業のうち二十四工業においては、賃労働者の二分の一以上が三大企業によつて雇傭されてゐた。賃労働者全體の三分の二以上をだいたい六大企業で使用してゐた工業は三十一、それをだいたい三大企業で使用してゐた工業は十一であつた。<sup>(註一四)</sup>

(註一四) 註一三の第二節参照。

### 資料の限界

この表および上述の数字を解釋するに當つては注意が肝要である。小數の大企業における集中は、その工業の大きさ、及びその工業における企業の總數から引き離して考究されではならない。たとへば、もし或る工業に六個の企業しかないならば、その工業では六大企業に一〇〇%の集中が行はれてゐたと云つても無意味であらう。だから、卷煙草工業では賃労働者の九九%以上が八大企業に使用されてゐたといふことは、一見さう思はれるほど大したことではない。この工業には全部で十九企業しかなかつたのである。さらに、賃労働者數一萬一千百四十人の農具工業において總數百四十五企業中の六大企業に七〇・八%の集中が行はれてゐたといふこ

とは、企業總數六百三十二で賃労働者數十四萬五千七百四十五人の自動車（車體及び部分品）工業において六大會社に六七・二%の集中が行はれてゐたといふことに較べて、意味が小さい

<sup>(註一五)</sup>

(註一五) センサスで分類されてゐる諸工業は多くの場合、實は類縁諸工業の群別である。だから一センサス工業に屬する細別諸部門の幾つかでは高度な集中が見られるのかも知れないとしても一全體としてのそのセンサス工業では僅かの集中しか見られないといふことが有りうる。

### 賃労働者の平均數

各工業に大會社の地位に關する一つの印象的な畫像、は大會社に屬する賃労働者の平均數を同一工業における残りの小企業に屬する賃労働者の平均數と比較することによつて得られる。たとへば自動車（車體及び部分品）工業においては、一企業當りの被傭者平均數が約二百三十人であつた。しかしに、その六大企業が雇傭するだいたいの平均數は一萬六千三百十四人であり、残りの六百二十六企業におけるそれは七十六人であつた、——即ち一對二一三の割合で巨大企業が優越してゐたのである。この比率の高いものを他にあげるならば、卸賣用肉包裝業（九四三會社對六會社）における一對二〇一、電氣機械その他（一、〇三三會社對七會社）に

おける一對一三三、および卷煙草工業（一會社對八會社）における一對九五、などである。他方の極端にある諸工業においては、少數の最大企業の雇傭する賃労働者の平均數が残りの企業のそれの僅か數倍にすぎなかつた。低い比率の例をあげれば、精糖業（七會社對六會社）における一對四、亞鉛精錬業（一三會社對六會社）における一對五、マツチ工業（五會社對六會社）における一對五・五、自動自轉車その他（一〇會社對七會社）および鑄鐵工作業（四三會社對七會社）における一對六、などである。會社數が比較的に少い工業においては、それが比較的に多い工業におけるよりも、賃労働者の配分状態に恐らく高低が少いだらうと思はれる。卷煙草工業は著しい例外である。

八十二工業を全體として見れば、總數三萬二千四百四十五會社中の五百十二大會社<sup>(註一六)</sup>、即ち一・六%が、賃労働者の三七・五%を雇傭してゐた。この僅かの數の會社によつて使用された賃労働者の平均數は約二千五百七十九人であつた。他方において、残りの三萬一千九百三十三會社によつて使用された賃労働者は、一會社あたりの平均がだいたい六十九人であつた。小會社對大會社の比率は約一對三七である。八十工業においては、總數三萬一千六百六十三會社中の二百四十九大會社<sup>(註一七)</sup>、即ち〇・八%が、これらの工業における賃労働者の一七・〇%を使つてゐる

た。その賃労働者平均數は三千六百四十七人であつた。残りの三萬一千四百十四會社は、それ／＼平均約七十八人の賃労働者を使つてゐた。この場合の比率は一對四八以上であつた。

（註一六）各工業における六または八大會社。

（註一七）各工業における三または四大會社。

### 一會社當りの平均營業所數

四種以外のすべての工業において、一會社當りの平均營業所數は、少數の大會社の場合の方が残りの會社の場合よりも多かつた。<sup>(註一八)</sup>これは、もちろん、豫期されるところである。しかし、一會社當り營業所の分布は一營業所當り賃労働者の分布に近いものではなかつた。これもまた豫想のとほりである。たとへば自動車（車體及び部分品）工業においては、六大會社の平均雇傭賃労働者數は残りの會社のそれの約二百十三倍であつたが、その經營工場平均數は約六倍にすぎなかつた。卸賣用肉包裝業における夫々の比率は、二百一倍と約十八倍であつた。

（註一八）この例外は時計、樂器、ピアノ、及び懷中時計の側であつて、これらの工業においては、一會社當り營業所平均數が少數の大會社の場合にも残りの會社の場合にも同じであつた。

概して云へば、少數大會社と残りの會社との間の開きが賃労働者平均數の點で最大であつた

諸工業においては、一會社當り平均營業所數の點でも開きが最大であった。貢勞働者總數または營業所總數を標準とする工業の大きさによつては、その工業内における一會社當り營業所の分布は決定されなかつた。それは恐らく、技術的事情、市場的事情、または勞働上の事情によつて決定されたのであらう。

#### 生産物價額の分布

生産物價額の分布は貢勞働者數の分布に接近してゐた。生産物價額と貢勞働者數との孰れかの集中が高度な場合には他方の集中も高度であり、一方の集中が少なければ他方もさうであつた。

資料のある八十一工業のうち、だいたい六會社によつて生産された生産物の總價額の百分率が、それらの大會社によつて使用された貢勞働者總數の百分率よりも大きかつたもの四十工業、小さかつたもの四十一工業であつた。<sup>(註一九)</sup> 七十九工業におけるだいたい三大會社に關する數字では、生産物價額の百分率が貢勞働者數の百分率よりも大きかつたもの三十四工業、小さかつたもの四十四工業、同じだつたもの一工業であつた。<sup>(註二〇)</sup>

(註一九) しかし八十一工業中の十一工業においては、その開きは無視していいほど小さかつた。

(註二〇) 五工業においては無視していいほどの開きであつた。

#### B 商 業

##### 卸賣業における集中

さきにあげた數字を見れば、複數單位優越の點から見た工業上の集中の程度がわかる。<sup>(註二一)</sup> これに照應する資料は卸賣業についても利用できる。工業におけると同様に、一九二九年には單數單位企業が數の點で優越してゐた、——といつても、その優越は工業の場合ほど著しいものではなかつた。即ち工業の場合の八八%に對し六四%であつた。第八表は支配單位數別に見た企業數を示し、また企業數別、純賣上高別および總經費別の百分率分布を示してゐる。

(註二一) 四八一五頁參照。

(註二二) その後の資料はこの形では利用できない。

卸賣業總數の六四・二%は單數單位型であつたが、純賣上高および總經費のうちこれらの單數單位型企業群の分は五二%および四九・八%にすぎなかつた。純賣上高の點から見て最も重きをなす複數單位群は六乃至二十五單位からなる群であつて、この群は總企業數の八・六%に

すぎぬのに總卸賣高の一七・六%を捌いたのである。

六六

第八表 卸賣業に於ける店舗單位數別企業分布、一九二九年(a)

企業位 業總數	單位別百分率分布	
	企業數	純賣上高
一〇八、八六六	六四・二	五二・〇
六、二二五	三・七	五・八
九、一九一	五・四	九・〇
一四、五八四	八・六	一七・六
八、三〇四	四・九	一六・〇
一九、五八二	七・八	九・三
二、九五〇	一・五	九・四
一・〇〇・單位以上	七・〇	〇・七
一六九、七〇二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
全體	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(a) 百分率は Fifteenth Census of the U. S. 1930, Distribution, II, Wholesale Distribution, pp. 92., 94. の数字より算出。

### 小賣業における連鎖店

小賣業における集中の程度は、第九表に示された連鎖店の統計によつて明かにされてゐる。

十五種の小賣業全部を一緒にしてみると、總賣上高のうち連鎖店の占める分が一九二九年には五分の一、一九三三年には四分の一であつた。連鎖店の賣上比率が増加した小賣業は十種、減少したもの四種、増減のなかつたもの一種である。それが最も多く増加したのは百貨店、乾物肉聯合店、煙草店および薬品店の分野である。

しかし、連鎖店が最も有力であつたのは小間物店の場合であつた。一九三三年には小間物小賣業の九一%以上を連鎖店が占めてゐたのである。その次は靴店であつて、この場合には連鎖店の賣上高が全體の四六%以上であつた寶石店の分野では連鎖店は取るに足らず、その賣上高は全體の六%以下であつた。家具店および飲食店の間でも連鎖店は比較的に重要性が少なかつた。

### C 企業商社の數

すでに擧げた諸々の數字は断片的ではあるが、アメリカの企業界に起つた集中過程を示してゐる。しかも、さうであるにも拘はらず、企業商社の數は近年においては——不況時代を除けば——減少しなかつた。

第九表 十五種の小賣業に於ける總賣上高中連鎖店の占める百分率（一九二九年及び三三年）(a)

	總賣上高中連鎖店の占める百分率	
	一九二九年	一九三三年
全	一六・七	二三・九
百貨店	八九・二	九一・二
小物店	二一・二	二二・〇
間接販賣店	二七・三	二〇・三
男女用品店	二二・七	二三・四
靴鞄店	四一・七	四六・二
家庭用品店	一九・一	一四・二
聯合商店	四五・七	四五・〇
飲食店	三二・二	一五・六
給食店	一三・六	一四・九
煙草店	二五・一	三三・九
聯合商店（食料品・肉）	三三・八	三五・五
被服店	一八・五	一五・一
人衣裳店	六・四	五・九
體育店	一一〇・〇	二五・二
加油站		
油品店		
石店		
品店		
油店		
店		
體		

## (a) Census of American Business : 1933, Retail Distribution, I. 26-27.

企業總數に關する唯一の公けの數字は國內收入局の數字であつて、これによつて明かにされるのは、一九〇九年以來の租稅報告書提出會<sup>レポートナーシング</sup>社の數と、一九一七年以來の組合<sup>パートナーシップ</sup>の數と、一九一八年以來の分であるがその純所得の一部分を自己の單獨經營企業から得てゐる個人の數とである。第十表には、そのうちの最初の二つと、ダン・エンド・ブラッドストリート社から得た數字とをあげた。

第十表 合衆國における企業商社の數（一九〇九—三三年）(a) (單位千)

	國內收入局に報告書を提出する		國內收入局に報告書を提出する	
	會社數(b)	組合數	ダン・エンド・ブラッドストリート社による總登録商社	ツドストリート社に
一九〇九年	二六二	一、四八六		
一九一〇年	二七〇	一、五一五		
一九一一年	二八八	一、五二五		
一九一二年	三〇五	一、五六四		
一九一三年	三一七	一、六一七		
一九一四年	三二九	一、六五五		
一九一五年	三三六	一、六七五		

一、七〇八	三四一
一、七三三	三五一
一、七〇八	三一八
一、七一	三二〇
一、八二一	三四六
一、九二七	三五六
一、九八三	三九九
一、九九六	三八三
一、九八八	四一七
一、九九七	四三〇
一、九九八	四五五
一、九九九	四七五
一、九九九	四九六
一、九九九	五〇九
一、九九九	五一九
一、九九九	五一六
一、九九九	五〇九
一、九九九	五〇四
一、九九九	三〇五
一、九九九	二六五(c)
一、九九九	二四六(c)
一、九九九	一〇四(c)
一、九九九	一八一(c)
一、九九九	二六五
一、九九九	二四六
一、九九九	一〇四
一、九九九	一八一
一、九九九	一、九九六
一、九九九	二、一五八
一、九九九	三〇九
一、九九九	三二一
一、九九九	二九五
一、九九九	二七二
一、九九九	二八三
一、九九九	二六四
一、九九九	二四五
一、九九九	二三〇
一、九九九	二一七
一、九九九	二一五
一、九九九	二、一八三
一、九九九	二、一二五
一、九九九	二、一九九
一、九九九	二、一七二
一、九九九	二、一九九
一、九九九	二、一七一
一、九九九	二、一五八
一、九九九	二、一四七
一、九九九	二、一三三
一、九九九	一、九九六

(a) 國内收入局の數字は一九一八年以來各年度の Statistics of Income から探し、ダン・エンド・アラードストリート

社の數字は同社によつて編纂された特別統計表 Vital Statistics of Industry and Commerce から探つた。

(b) 統一報告書は、二個以上の別個の會社を代表してゐるのだが、單に一會社として計算されてゐる。

(c) 一九一八—一九二一年の分は個人的勞務 (Personal service) 會社を含んでゐる。これらの會社を除外した數字は夫々、一〇一、一七六、二四一、および二五九である。

國內收入局に報告書を提出する事業會社の數は一九〇九年と一九三〇年との間に事實上二倍に増加した。その間に合衆國の人口は三六%増加しただけである。事業界においてどんな集中が行はれたかは個別企業の數の減少を見ただけではわからない、といふことは明かである。しかし、報告書提出組合の數は一九二四年におけるその頂上から一九三三年までに約三分の一減少してゐるのに、報告書提出會社の數は一九三〇年に現はれたその頂上から約三%減少したにすぎぬといふことは、注目に値することである。これは所有權が會社形態をとらうとする趨勢の證據である。

國內收入局によつて報告された個人所有企業の數は、法律上および報告書作製様式上の變動のために變化が甚だしいので、それらの數字を表の形で表はすのは誤解を生ずるであらう。しかしこれのことだけはわかる。すなはち一九一八年から一九二三年までに、所得稅報告書を作製

する個人によつて全部的に所有された非農業的企業の數は五十八萬六千四十三から百五十六萬六百九十八に増加したのであり、また一九二五年から一九二九年までに、五千弗以上の純所得を有する個人によつて全部的に所有された非農業的企業の數は十八萬九千五百七十五から二十萬九千百六十九に増加したのである。<sup>(註二三)</sup>

(註二三) Statistics of Income, 1918, p. 11; 1923, p. 9, 1926, pp. 9-10; 1929, p. 13.

會社、組合および個人企業を包括するダン・エンド・ブラッドストリートの數字を見れば、一九〇九年から一九二九年の頂上までに「總登錄商社」<sup>(註二四)</sup>の數が五〇%近く増加したことがわかる。この増加の或る部分は、おそらく、期間の終りにはその始めにおけるよりも統計が完全になつたといふ事實のせるであらう。不況の影響は一九三〇年から一九三三年までの引續いての減少に見られる。

(註二五) 第十表には擧げなかつたが一九三四年および一九三五年の數字は、企業數增加傾向の恢復を示してゐる。一九三四年の數字は百九十七萬四千であり、一九三五年の數字は百九十八萬三千である。

## 第四章 會社資產の集中 (註一)

アメリカ經濟における大會社の位置および重要さに關する最も明瞭な概念は、おそらく、資產および所得の點から見ることによつて得られるであらう。大會社は全國の企業資產中どれだけの割合を所有し、企業所得中どれだけの部分を得てゐるであらうか。

これらの問題は、いろいろな理由から精確には解決できない複雑な問題である。しかし、精確さは期せられないとしても、實情に關する本質的に正しい印象を與へるに足るものと信じていいだけの統計的推測を下すことはできる。といつても、つねに念頭におかねばならぬことであるが、統計なるものは誤解され、または「行きすぎ解釋」をされうるものである。

たとへば、ある産業において大會社が優勢だからといつて、その優勢はその産業における價格や貿易や產出額や商習慣の上にこれらの會社が振ひうる支配力の程度を示すものと考へてはならない。のみならず、大きさがもつ意義は産業が異なれば相異なる。かなりの程度まで公けの規制下にある公益企業および運輸業分野において會社の大きさのもつ意味は、競争や獨占の

問題が壓倒的に重要な加工業において會社の大きさのもつ意味とは、甚だしく相違してゐる。公益企業は本來獨占業たるべきものであつて、大鐵道會社の創設は聯邦法が故意に狙つたところである。さらに、基本的特許が根本的重要な意味をもつ産業とか、大會社でなければ營業できないやうな産業においては、あるひは原料の獨占化が巨大性の附隨現象であるやうな事情のもとでは、會社の大きさはまた別の意味をもつてゐる。これらのことは、次下に述べる事實の考察にあたつて守られねばならぬ注意の若干である。

(註一) 一一頁の註を見よ。

(註二) 一九二〇年の運輸法参照。

#### 六百以下の商社が會社資産の半分以上を所有する

「一九三三年度所得統計」を見れば、少數の巨大會社の手に會社資産の驚くべき集中が行はれてゐること、及びその逆に、總會社數の大部分が總資產中の僅かの分前しか持つてゐないことがわかる。總數三十八萬八千五百六十四のうち五百九十四の巨大會社（各社の總資產は五千萬弗以上で平均資產は二億四千萬弗である）すなはち〇・一五%が、貸借對照表を附して報告書を提出する總ての活動會社の總資產の五三・二%を所有してゐた。もし非金融會社だけを問題

とするならば、二十八萬七千五百七十五社のうち三百七十五社すなはち〇・一三%が、總資產の五六・二%を所有してゐたのである。<sup>(註五)</sup>

(註三) 所得稅報告書を作製しない會社、および、貸借對照表を附さないで報告書を提出する會社は含まれてゐない。これら總ての會社の推定總資產は、すべての會社の總資產の〇・五%以下であつた。

(註四) 「所得統計」の分析を一貫して、「總て」の會社とか「全體の」會社などと云つてゐるのは、特にことわり書かない場合でも「貸借對照表を附して報告書を提出する總ての活動會社」の意味に解すべきである。

(註五) 一九三二年度の數字は次の如くである。各々が五千萬弗以上（平均して二億四千一百萬弗）の資產を有する會社は、貸借對照表を附して報告書を提出する三十九萬二千二十一會社のうち六百十七社すなはち〇・二%以下であつてそれが總資產の五三・三%を所有してゐた。もし非金融會社だけを問題とするならば、二十八萬七千八百八十社のうち三百八十六社すなはち〇・一三%が總資產の五六・八%を所有してゐた。

大會社の大部分は加工業、運輸その他の公益企業、および金融業に屬してゐた。五千萬弗以上の會社全體で五百九十四社のうち五百四十五社がさうであつて、部門別の夫々は百十九社、二百七社、および二百十九社であつた。農業、礦業、建築業、商業およびサービス業に屬するものは合せて四十九社にすぎなかつた。加工業に屬する巨大會社百十九社のうち九十三社は三種の工業に、すなはち十九社は食料品工業、二十九社は化學工業、四十五社は金屬工業に屬

してゐた。(註六)

七六

(註六) 一九三二年度の數字は次の如くであつた。六百十七の大會社のうち五百六十四社が上述の三事業に屬してゐた。

—部門別の夫々は百十七社、二百十五社、および二百三十二社。加工業における三大部門は食料品(十九社)、化學

(三十社)、金屬(四十一社)であつた。

## そ の 反 面

一九三三年には、各社の總資產が五萬弗以下の會社數は二十一萬一千五百八十六であつた。これらの會社は總會社數の五四・五%を爲してゐたが、總資產の一・四%を所有したにすぎない。總會社數の九五%近くのもの——三十六萬七千九百一社——は、各社の總資產が百萬弗以下であつたが、これだけ澤山の企業を一緒にしても、總會社の資產の一四・一%を所有したにすぎぬ。(註七)

(註七) 一九三二年度の數字は次の如くである。各社の資產五萬弗以下の會社數は二十萬六千四百七十七。これらの會社は總會社數の五二・七%を爲しながら、總資產の一・四%を所有したにすぎぬ。資產百萬弗以下の會社は三十七萬三百九社であつて、總會社數三十九萬二千二十一社の九四・五%をなし、總資產の一四・二%を所有してゐた。

以上の數字は、大會社側の資產集中と小會社側の資產分散との間の驚くべき對照を示してゐるが、集中の全貌を語るものではない、といふわけは、他の會社に支配されてゐながらその親

會社の持分が九五%以下だといふ事實のために別個の會社として報告されてゐるものがあるからである。他方では、會社資產の集中は個人資產の集中と同一物ではないといふことが注意されねばならない。少數の例外はあるが、五百九十八の大會社は「公衆によつて所有される」會社であり、數千人、場合によつては數十萬人の人々がその株主であるが、一方、小會社の大部 分は一個人、または一家族、または狭い範圍の一群の人々によつて所有されてゐる。しかしながら、巨大會社の所有權が大衆的だといふことは、現實的な民主主義的支配よりは寧ろ潛勢的なそれを意味する。極めて異常な場合を除き、株主たちは會社の事務に參與もしないし、諸業務を問題にもしないのである。

## 諸經濟活動部門間の大きな相違

總括的な數字を見ただけでは、種々の事業部門間の、それどころか各部門内における近い關係のある諸事業群間の、極めて大きな相違はわからない。たとへば商業部門では十二萬六十四の會社があつたが、これらの會社の資產合計は百五十七億弗以下であつた。云ふまでもないが商業部門は比較的に小規模な澤山の會社から成つてゐて、一九三三年には、その平均資產は十三萬三百八十五弗にすぎず、九九%近くのものは百萬弗以下の資產しか有たなかつた。これに

反して運輸その他の公益事業部門では、商業部門に較べて約七分の一の會社しかなかつたが、しかし、この比較的に少數の會社が平均約三十倍——三百八十九萬九千七百五十七弗——の資産を支配してゐた。<sup>(註八)</sup> この産業部門においては、總資産百萬弗以下の會社の數は、その總會社數の二%以下であつた。

(註八) 一九三二年度の數字は次の如くである。商業部門の會社數は十一萬九千三百四十六で、その總資產は百五十八億弗以下、平均資產は十三萬二千四十一弗。運輸その他の公益事業部門においては、會社數は一萬七千五百四十七で、總資產合計は七百二十一億弗、平均資產は四百十一萬一千七百四十八弗であつた。

これを云ひかへれば、商事會社の數は總ての會社の三〇・九%であつたが、その資產は總資產の五・八%にすぎなかつた。運輸その他の公益事業會社は、その數においては報告書提出會社三十八萬八千五百六十四の四・六%にすぎなかつたが、すべての會社の總資產の二五・七%を所有してゐた。

#### 種々の産業部門における巨人會社

巨人會社の相對的重要性は事業部門を異にするにつれて甚だしく相異なる。建築業においては五千萬弗會社は殆んど全く現はれなかつた。農業や商業やサービス業においては——殊に

農業においては——五千萬弗會社は全く問題にならなかつた。ところが、一九三三年について見るに、鑛山業においては總資產の三分の一以上が、加工業及び金融業においては總資產の二分の一近くが夫々の部門の大企業クラスの手中にあつたのである。金融業における高度な集中は特殊の意義をもつ、といふわけは、これらの會社の資產は主として他の分野の會社證券への投資から成立つのであるが、金融會社のかかる持分はすべての産業部門に及ぶ遠大な所有權集中を生ずるからである。

(註九) 銀行業における集中論については一〇七一一二一頁を見よ。

運輸その他の公益事業においては、資產の約七分の一を除いた全部が巨大會社によつて所有されてゐた。巨大性の最も顯著なのはこの事業部門である。しかし加工業のある種の部門においても極めて著しい資產集中が見られた。金融業では資產の五五・三%，化學工業では資產の七四・五%が、巨大會社によつて所有されてゐた。<sup>(註一〇)</sup> 產業部門をもつと細く分類すれば、おそらく、ある種の産業においてはもつと強度な集中が見られるであらう。

(註一〇) 一九三二年度の數字、——金屬工業のは五四・三%，化學工業のは七四・五%。

第十一表は種々の資産クラス及び事業グループの間ににおける會社の分布を示してゐる。これ

第十一表 社數別及び總資產價格別の會社分布率、一九三三年(2)

		五萬弗以下		百萬弗以下		百萬弗以上		五百萬弗以上		一千萬弗以上		五千萬弗以上	
		總	資	產	階	級							
農 業 運輸その他	礦山・採石業 建 築 業 業 運輸その他	四四・二	九五・六	四五・四	五四・六	一〇・五	五四・六	一五・二	〇・四	一五・二	〇・二	八・二	一
業 務 業 務	社 資 產 業 社 資 產 業 業 業	三四・七	四〇・六	一・四	九三・九	八五・六	六七・〇	二・六	一	二	一	一	一
全 會 社 資 產 數	六五・〇	六九・八	一・四	一五・二	八四・八	六・一	一・五	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	三五・一	六二・三	九一・六	五〇・六	八四・八	七一・〇	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	五四・五	六八・六	四九・四	一・六	九〇・六	六・一	一	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	六五・九	九八・一	一・九	九一・六	九〇・四	五・四	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	一・四	九八・六	一・九	一・九	三五・一	八・四	一	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	九四・七	五一・九	一・九	一・九	九七・四	九・六	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	一・四	八五・九	一・四	一・四	八六・二	六・九	一	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	八五・九	五・三	四二・七	二・六	八六・二	九・六	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	一・四	七三・七	一・二	一・二	七一・四	七・一	一	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	七三・七	一・二	五・三	一・二	五・三	〇・一	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	一・四	六七・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	一	一	一	一	一	一	一
業 種 不 明	五・三	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	一	一	一	一	一	一	一
全 會 社 資 產 數	一・四	五・三	二・二	一・一	四八・六	一・一	一	一	一	一	一	一	一

全 會 社 資 產 數	業 種 不 明	金 融 業 社 資 產 數	勞 務 業 社 資 產 數	全 會 社 資 產 數	業 種 不 明	金 融 業 社 資 產 數	勞 務 業 社 資 產 數
五四・五	一・四	六六・六	六五・九	六六・九	一・四	六五・〇	六五・〇
一・四	一・四	九四・七	九四・七	九四・七	一・四	九六・五	九六・五
一・四	一・四	八五・九	八五・九	八五・九	一・四	三・五	三・五
一・四	一・四	五・三	五・三	五・三	一・二	七三・七	〇・五
一・四	一・四	七三・七	七三・七	七三・七	一・二	一・一	一・一
一・四	一・四	六七・六	六七・六	六七・六	〇・六	〇・六	〇・六
一・四	一・四	五・三	五・三	五・三	〇・二	〇・二	〇・二
一・四	一・四	五・三	二・二	五・三	〇・一	一・一	一・一

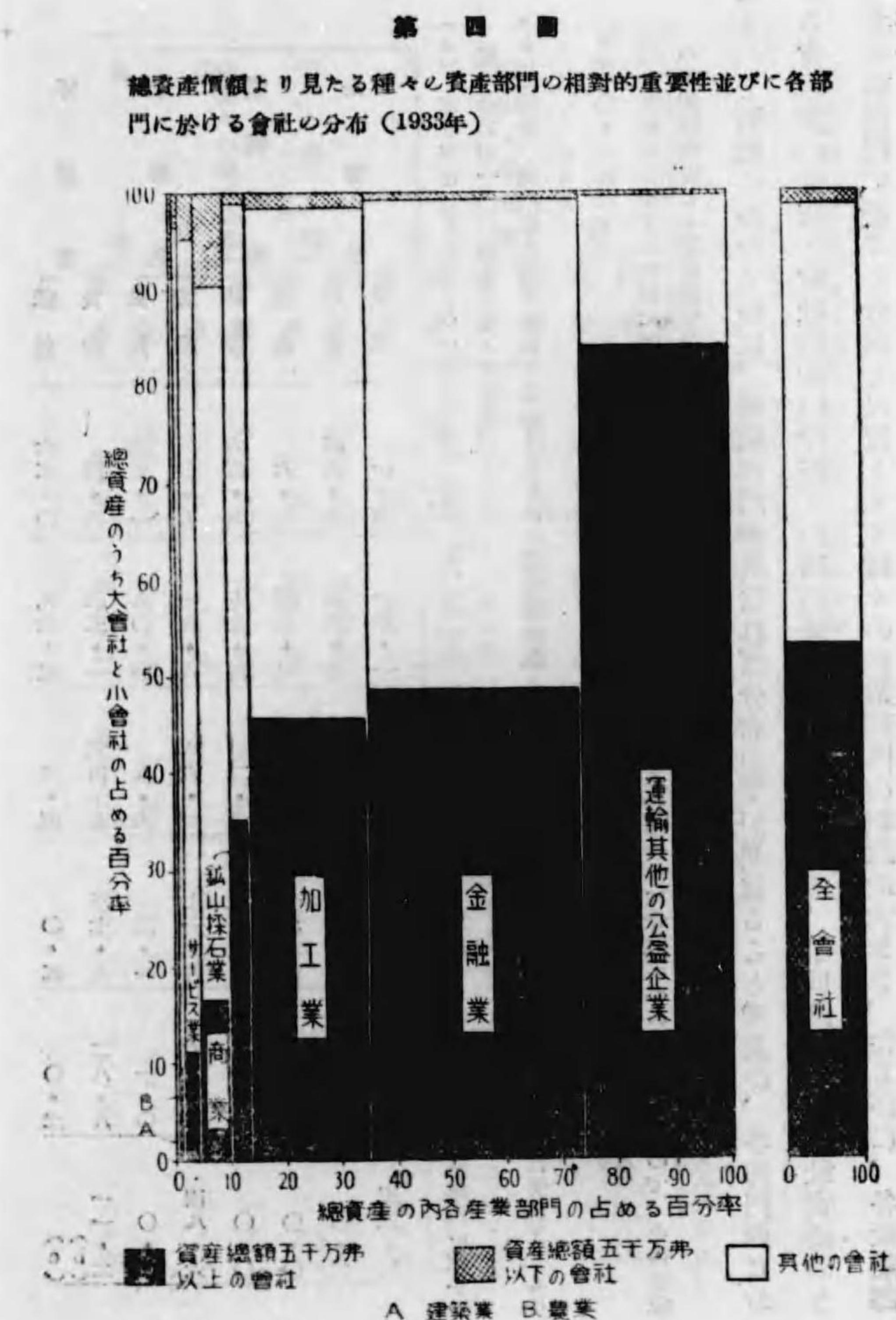
(a) 百分率は Statistics of Income for 1933, pp. 32 and 172-186 の資料より算出。本表における二重線内の数字の総合計が 100%なることに注意。

(b) 推計。國內收入局が會社名を秘するために諸資産階級を一括してゐるので資産數字不明。推計資産は實際よりも少くなつてゐる筈。

(c) ○・1%以下。

(d) 會社名を秘するため国内收入局は資産を發表してゐないが、この場合には會社名がわかつてゐるので、その會社の年度報告書より資産數字を得た。

によつて明瞭にわかるのは、產業部門が異なれば分布の型が異なること、及び、各部門内における會社數の分布と會社資產の分布との間の著しい不均等である。第四圖は、總會社資產のうち各產業部門に屬する分前を尺度とする種々の產業部門の相對的大きさ、ならびに、各產業部



門内における最大會社、最小會社、およびその他種々なる大きさの會社を一緒にしたもの相對的重要性を圖解したものである。

（註一）「業種不明」のものを全體から控除して算出。

#### 他の諸會社への投資の影響

總資產なるものは、疑ひもなく會社資產に關する最も重要な尺度ではあるが、ある程度の二重計算を含むといふ不便がある。總資產中の或る部分は、——殊に金融會社の場合には極めて大きな部分が、——他會社の證券への投資から成りたつてゐるのである。  
 「所得統計」における「免稅外投資」といふ項目は、官廳統計から得られる、他會社への投資額に最も近いものである。<sup>(註一二)</sup>一九三三年についてこの項目（七百四億七千四百萬弗）をすべての會社の總資產の合計（二千六百八十二億六百萬弗）から控除するならば、その殘額（一千九百七十七億三千三百萬弗）は、總會社資產から免稅以外投資額を差引いたものを表はす。だから、だいたい、他會社への投資額は總資產の約四分の一となる。

（註一）この項目は他會社の株式社債以外の資產を含んでおり、その額は確かめられないけれども、比較的に少額であることは疑ひを容れない。

他會社へのかかる巨額の投資を控除すれば、當然に、諸資產階級の各々の絶對的大きさが甚

だしく變動する。しかし、それは大して重要なことではない。もつと重要なのは、他會社への投資額を控除することによつて二重計算を消去すれば、種々の資産階級——殊に最大資產階級——の相對的重要性が第十二表のやうに變化する、といふことである。

(註一三) 註一二参照。

他會社への投資を總資產から控除する結果として、小會社の相對的重要性は増加し、大會社の相對的重要性は減少する。かうした結果は、もちろん、小會社の他會社への投資は僅かである。

第十二表 總資產の分布率と免稅外投資を控除せる總資產の分布率との比較、

總資產階級別、一九三三年(a)

總資產 免稅外投資を控 除せる總資產	總資產諸階級別に見たる分布百分率				
	全階級	五萬弗以下	百萬弗以下	五百萬弗以上	一千萬弗以上
	一〇〇・〇	一・四	一四・一	八五・九	五三・二
	一〇〇・〇	一・九	一七・一	八二・九	六九・九
				六三・九	四九・九

(a) 百分率は Statistics of Income for 1933, pp. 166—167 の数字より算出。(本表における二重線内の縱の数字の合計が一〇〇%なることに注意。——譯者)

第十三表 事業部門別に見たる總資產のうち免稅外投資の占める百分率。1933年(a)

全勞商部	農業	商業	工業	建築	金融業	業種不詳	金業
							四三・四
							三二・九
							二〇・一
							一六・四
							一六・一
							一一・九
							一〇・九
							九・六
							九・三
							二六・三

(a) 百分率は Statistics of Income for 1933, pp. 160—165 の数字より算出。

第十三表は、主要經濟部門の各々(一全體としての)にとつての免稅外投資の相對的重要性さ

を示す。

八六

他會社への投資は金融業部門の場合が飛びはなれて最大である。だから、他會社への投資を總資產から除去すれば、金融業部門における大會社の相對的地位は甚だしく影響されるであらう。「業種不明」部門及び建築業部門においてもさうであらう。一九三二年度の數字（國內收入局によりこの研究のために作製された）をもつと細かく分析して見ると、他會社への投資を除去することによつて巨大會社の相對的重要性が最も低下するのは農業、勞務業および金融業部門であることがわかる。

### 固定資産の分布

固定資産は土地、建物および装置からなる。かかる資産に對する支配は、この國の物質的設備に對する直接的支配を意味する。種々なる大きさの總資產を有する諸會社の間の固定資產の分布が興味あり重要であるのは、この理由からである。次の表はこの分布を、總資產の分布、および、他會社への（即ち免稅外の）投資を控除せる總資產の分布と並べて示してある。(註一四)

(註一四) 第十二表を見よ。

第十四表 總資產階級別に見たる總資產分布率と、免稅外投資を控除せる總

總資產 (b)	總資產諸階級別に見たる分布百分率				
	全階級	五萬弗以下	百萬弗以下	五百萬弗以上	一千萬弗以上
總資產	一一〇〇・〇	一・四	一四・一	八五・九	七三・七
免稅外投資を控除せる總資產	一一〇〇・〇	一・九	一七・一	八二・九	六九・九
固定資產	一〇〇・〇	一・四	一五・〇	八五・〇	七三・七
				六八・一	六八・一
				五五・〇	五五・〇

(a) 百分率は *Statistics of Income for 1933, pp. 166—167* の数字より算出。(本表における二重線内の縦の数字の合計が一〇〇%なることに注意。——譯者)

(b) 土地、減價を銷却せる建物および設備。

總資產階級間における固定資產の分布は、總資產の分布に大へんよく似てゐて、最高の總資產階級に達するまでは大した乖離はない。巨人會社の支配する固定資產の百分率も、その支配する總資產の百分率より僅かに大きいだけである。一九三三年には、會社所有の總ての土地建物および裝置のうち五五%が五百九十四の巨人會社によつて所有され、残りの四五%が他の三十八萬七千九百七十會社によつて分割されてゐたのである。

第十五表に見るごとく、固定資產の分布は種々の產業部門の間ににおいて甚だしく相違してゐ

る。

第十五表 総資産階級別に見たる主要産業部門の固定資産分布率、一九三三年(a)

固定 (単位千弗) 資產價額	總資產諸階級別の分布百分率				
	全階級 五萬弗以下	百萬弗以下 五百萬弗以上	百萬弗以上 一千萬弗以上	五千萬弗以上	
農業	一・二一六・五五六	一〇〇・〇	三・九	(c)	
鑛山・採石業	六・〇五三・三二七	一〇〇・〇	〇・九	(c)	
加工業	二四・三八四・二九九	一〇〇・〇	一・二	一四・〇	
建築業	五五四・六九七	一〇〇・〇	八・七	八六・〇	
運輸その他	五〇・一四〇・九七三	一〇〇・〇	〇・二	一四・五	五四・五
公益業	三・八〇九・五九八	一〇〇・〇	八・七	四五・九	四五・七
商業	五・〇六九・八一四	一〇〇・〇	〇・二	一・八	五〇・一
サービス業	一三・七一二・一六五	一〇〇・〇	八・七	四五・七	二九・五
金融業	一六・九二五	一〇〇・〇	三・六	三・四・七	五六・三
業種不明	一〇四・九五八・三五三	一〇〇・〇	二・九	六・五・三	九・二・六
全部(b)	一・四	八・九	一・五	三・五・五	二二・四
			(c)	三・八・五	四・五・七
			(c)	三・五・五	八・三・一
			(c)	二・五・〇	一・六・二
			(c)	一・一・四	二・九・九
			(c)	一・一・一	二・一・一
			(c)	五・五・一	五・五・一

(a) 百分率は Statistics of Income for 1933, pp. 172-189 の数字より算出。(本表における二重線内の数字を縱に合計したものが 100% なることに注意。——譯者)

(b) 同上書、一六六-一七頁。

(c) 諸階級が一括されてるので数字不明。

一九三三年には、諸會社の所有せるこの國の物質的設備のうち、總資產百萬弗以下の會社が所有したのは、一五% にすぎなかつた。ところがこの階級の會社が、建築業、農業、商業および金融業部門では固定資產の四〇乃至五〇% を所有し、他面、運輸その他の公益業部門ではその〇・二% 以下しか所有しなかつた。この公益業部門では總資產五千萬弗以上の諸會社が總固定資產の八三% を所有したが、金融業部門の巨大會社はその一一% を所有したにすぎない。巨大金融會社がその部門における總會社資產の四九% 近くを所有したことが想起されるであらう。

## 第五章 會社所得の集中

### A 所得階級別

會社の大きさを測定するもう一つの方法は、所得を尺度として用ひるものである。そこで種々の所得階級間の所得分布を示す數字をあげることにするが、こゝで注意せねばならぬのは、資産を標準とする巨大會社（五千萬弗以上）と所得を標準とする巨大會社（五百萬弗以上）とは同一のものではないといふことである。次表は、純所得を報告した諸會社を五ヶ年間にわたり三つの所得階級別に分類したものである。<sup>(註一、二)</sup>

（註一）何等の純所得をも報告しなかつた會社は除外した。

（註二）累年の變化に就ての本章の結論は總て暫定的なものにすぎぬと考へねばならぬ、といふのは、種々の所得階級並びに資產階級は毎年同一の會社をあらはしてゐる譯ではないから。階級は、其の中にある會社數も、それを構成している特定の會社も、又その中の産業部門も毎年異にしてゐる。

第十六表 純所得階級別に見たる會社數および總純所得の分布率、一九二一—一九三三年（a）

	純所得諸階級		
	一千弗以下	五千弗以下	五百萬弗以上(b)
一九二九年 (總會社數中の%)	二五・八	六六・七	○・一
(總純所得中の%)	○・三	二・六	四一・九
一九三〇年 (總會社數中の%)	三一・一	七四・六	(c)
(總純所得中の%)	○・五	四〇	三九・五
一九三一年 (總會社數中の%)	三九・九	八〇・四	(c)
(總純所得中の%)	○・八	五・二	三八・四
一九三二年 (總會社數中の%)	五〇・九	七七・五	(c)
(總純所得中の%)	○・八	三一・〇	三六・四
一九三三年 (總會社數中の%)	四七・六	七四・二	(c)
(總純所得中の%)	○・六	二・九	三〇・三

(a) Statistics of Income, 1929, p. 23; 1930, p. 25; 1931, p. 24; 1932, p. 25, 1933, p. 25. 中の欄の百分率は吾々の計算したものであるこの表の基礎をなす数字は、貸借對照表を附すると否とを問はず純所得を報告せる總ての會社を括してゐる。

(b) 五百萬弗以上の所得階級の會社の實數は、一九二九年には三百、一九三〇年には百六十、一九三一年には八十八、一九三二年には五十九、一九三三年には六十九。

(c) 1%の十分の一以下

一九三三年には、會社總數の殆んど四分の三の所得合計が、報告された純所得全體の31%にも足りなかつた。しかるに六十九會社、すなはち總會社數の○・○六%の所得合計は、純所得を報告した總ての會社の所得の30%以上を占めた。この群を構成する六十九會社はそれより五百萬弗以上の純所得をあげたのであるが、大多數の會社(七四・二%)は、それより五千弗にも足りなかつたのである。しかも五千弗以下の群に屬する會社の大部分は一千弗に足りない純所得を報告した。

(註三) Statistics of Income for 1933, p. 25

景氣の良かつた一九二九年には、三百の會社、すなはち純所得を報告した會社全體の○・一%が、五百萬弗以上の所得を擧げ、この少數の會社の所得合計は、所得を報告した會社全體の總所得の殆んど四十二%に等しかつた。この年の會社全體の中、三分の二は所得五千弗以下の階級に轉落し、この階級の所得合計は純所得を報告した會社の純所得總額の3%以下であつた。この大群のうちの殆んど五分の二の會社の所得は、一千弗の水準に達することが出來ず、その所得合計は純所得を報告した總ての會社の所得總額の僅かに○・一五%を占めたにすぎぬ。(註四)

(註四) 同上、一九二九年、二十三頁。

## B 総資産階級別

一九二〇年から一九三〇年迄は、國內收入局は會社を唯だその純所得の大きさによつて分類したにすぎなかつたが、一九三一年以降は總資產階級別の所得の分布を示す數字がある。第十七表は「法定純所得」<sup>(註五)</sup>を報告した總ての會社についてのそれを示すものである。

(註五) 法定純所得とは國內諸會社の配當及び免稅債務の利息を差引いた綜合純収益である。綜合純収益は總ての法定控除を差引いた總綜合收入に等しい。

第十七表 總資產階級別に見たる純所得を報告した總ての會社の會社數及び法定純所得の分布率、一九三一—一九三三年(a)

	總資產階級別		
	五百萬弗以上	百萬弗以下	五百萬弗以上
一九三一年 總會社數中の% 總法定純所得中の% 總會社數中の% 總法定純所得中の% 總法定純所得中の%	四五・八 三・〇 四・七 二・〇 二・二	九四・〇 二〇・一 九三・〇 一七・五 九三・八 二〇・九 七九・一 六・二 六二・九 五五・〇 三六・〇	六・〇 七九・九 六六・九 一・九 八二・五 六九・七 六二・四 四五・七 〇・二 〇・八 〇・一 〇・八 〇・二 〇・三 〇・八 〇・二

(a) それく Statistics of Income, 1931, 1932 and 1933, p.32 の資料より算出。(本表に於ける二重線内の幾の数字の合計が一〇〇%なることに注意。——譯者)

(b) 法定純所得を報告した總資產五千萬弗以上の會社の實數は一九三一年——二百六十五、一九三二年——二百一、一九三三年——二百であった。

非常に多數の會社が此の三年間を通じて、純所得どころか純缺損を報告したのであるが、しかし此處での關心は利益をあげた會社によつて得られた所得の集中如何である。この三年間を通じて法定純所得の分布は第十七表が明示する如く極めて不均等であつた。總資產の最も小さい階級は會社總數の〇・二%から〇・二五%程度に當るにすぎぬが、しかもこの全體から見て法定純所得の約五分の四是會社總數の六乃至七%に當る百萬弗以上の總資產を有する會社の手に歸し、殘餘の九三乃至九四%の會社には僅に所得の五分の一程度しか渡らなかつた。最高總資產階級は會社總數の〇・二%から〇・二五%程度に當るにすぎぬが、しかもこの全體から見て極く少數の會社が總所得の三六%から四六%を占めたのである。しかし乍ら、一九三三年には巨大會社の相對的地位が一兩年前に比べて低下したことは、注意されるべきである。

## 諸産業間に於ける相異

總資產諸階級間に於ける所得の分布は、產業を異にするに從つて非常に異なる。次の表は、數

字のある四産業について、最大資産階級と最小資産階級における分布を示すものである。第十八表には二三の興味ある事實が示されている。一九三三年度に於ては、左記の各産業部門に於ける最大資産階級の法定純所得の百分率は金融會社に於ける一七・六%から運輸其他の公益會社に於ける六八・四%の間に分布された。同様な開きが他の二つの年にも現れてゐる。勿論絕對的ではないが相對的には、最小資産階級に於ける開きは、一層廣い範圍に亘つてゐる。

四産業の何れにおいても、最大總資產階級の總法定純所得の百分率は一九三一年と一九三三年の間では注目すべき減退が見られた。一九三二年は、金融會社の場合を除けば、一九三一年と一九三三年との中間に位した。最小總資產階級の法定純所得の百分率は四産業の何れにおいても一九三二年には一九三一年より少いのであるが、一九三三年には四産業群の中三群に於ては一九三二年より若干大であつた。

第十八表 總資產階級別に見たる、純所得を報告した種々の産業部門の會社數 及び法定純所得の分布率、一九三一—三年(a)

	加工業	運輸其他の公 益業	商業	金融業
	總資產 階級別			
五萬弗以上				
五千萬弗以下				
五萬弗以上				
五千萬弗以下				
五萬弗以上				
五千萬弗以下				

一九三一年	總會社數中の%	四一・六	〇・二	五四・六	一・二	五八・九	(b)	三一・一	〇・二
	法定純所得中の%	一・四	四二・七	〇・一	七二・一	八・〇	三三・六	三・七	二六・四
一九三二年	(總會社數中の%)	三七・八	〇・三	五〇・一	一・五	五九・八	(b)	三四・三	〇・二
	法定純所得中の%	一・一	四〇・七	〇・六	七〇・五	五・三	三〇・九	三・二	二九・八
一九三三年	(總會社數中の%)	三四・六	〇・二	五一・三	一・三	五七・一	〇・四	三六・八	〇・二
	法定純所得中の%	〇・九	三〇・八	〇・八	六八・四	五・八	二五・四	三・六	一七・六

(a) Statistics of Income, 1931, pp. 161, 173, 175; 1932, pp. 167, 179, 181; 1933, pp. 173, 185-186, 188 より算出  
( ) ○・一%以下。

#### 所得稅を控除した綜合純益

「所得統計」にある表の項目で、通常株主に報告される純所得に最も近い關係にあるものは所得稅を控除した綜合純益である。<sup>(註六)</sup>一九三一年には、資產別に見て、所得を報告した最大會社中の二百六十五社が、僅かに總會社中の〇・一八%から成つてゐるにも拘らず、この項目全體の四九・八%を占めた。一九三二年には、二百一の最大會社即ち純所得を報告した總會社中の〇・二七%が、所得稅を控除した綜合收益全體の五〇・三%を占め、一九三三年の當該數字(二百會社より成る)はそれぐ一〇・二%、四〇・六%であった。<sup>(註七)</sup>

ついでながら、この全三年間を通じて所得税を控除した総合収益合計に於て黒字を見せた唯一の階級は、報告會社全體を通觀して、五千萬弗以上の資産を有する大會社の小群であつた事は注目に値ひする。

(註六) 総合純益は法定控除を差引いた総合収入合計に等しい。一九三三年の所得税は少額の超過利得税を含んでゐる。

(註七) 百分率は Statistics of Income, 1931, pp. 32, 156—157; 1932, pp. 32, 162—163; 1933, pp. 32, 168—169より算出。

### C 資産及び所得の集中の比較

第十九表は、總資産五千萬弗以上を有する會社について、その總資産の、法定純所得の、および所得税を控除した総合収益の集中を比較したものである。

第十九表に舉げられた巨大會社群では、法定純所得たると所得税を控除した総合収益たるとを問はず、所得の集中度よりも資産の集中度の方が遙かに大であつた。最大會社によつて占められた所得の割合は、彼等によつて所有された資産の割合に比べてはるかに動搖が激しかつた。大會社は、該期間、資産に於いてはその地位をほゞ保持したに拘らず、所得に於ては失墜

したのである。第十九表の數字は純所得を報告した會社のみに關するものであり、唯巨大會社（資産五千萬弗以上）と此群（純所得を報告した會社——譯者）の其他の會社との關係のみを示すものであることを記憶されたい。

第十九表 純所得を報告した巨大會社の資産及び所得の分布率の比較

		所 得 を 報 告 し た 總 て の 會 社 に よ つ て 占 め ら れ た 百 分 率	上 の 總 資 產 を 有 す る 會 社 に よ つ て 占 め ら れ た 百 分 率
		總 資 產	法 定 純 所 得
		純 所 得 を 舉 げ た 總 資 產 五 千 萬 弗	所 得 稅 を 控 除 し た 總 合 純 益
一九三一年	二六五	五六〇	四三・六
一九三二年	一一一	六一・六	四五・七
一九三三年	一一〇	五五・八	三六・〇
		四〇・〇	四九・八

(a) 百分率は上掲書、一九三一、一九三二、一九三三年何れも第三十二頁より算出。

### 個々の産業に就ての比較

第二十表は四つの別々の産業について、總資産五千萬弗以上の階級に於ける資産の集中と所得の集中の比較である。

(註八) 所得分布は法定純所得に限定された。所得税を控除した総合純益についての資料は個々の産業については使用不

(註八) 可能。

本表は總括的な一般論が如何に誤解を招き易いかを示すものである。全産業が總體として考慮された場合には「所得の集中に比べて資産のそれの方が遙かに高度な集中」を示す事は事實であるがこの言明は商業に關する限り間違ひである。この分野では當該年度間の何れの年に於いても法定純所得の集中の方が總資産のそれより高度であつた。尙又乖離は加工業や運輸其他の公益企業に於いてよりも金融業に於ての方が大であつた。

第二十表 産業別に見た、純所得を報告した巨大會社の總資産及び法

各部門總計の中五千萬弗以上の資產階級の占める百分率								
	加 工 業	運輸其他の公益企業	商 業	金 融 業				
資産の%	所得の%	資產の%	所得の%	資產の%	所得の%	資產の%	所得の%	
一九三一年	四七・九	四二・七	八一・八	七二・一	一一三・四	三三・六	五一・七	二六・四
一九三二年	五一・四	四〇・七	七九・六	七〇・五	一一五・九	三〇・九	六一・七	二九・八
一九三三年	四九・五	三〇・八	七九・一	六八・四	一一三・二	一一五・四	五四・五	一七・六

(註九) 百分率は *Statistics of Income, 1931, pp. 161, 173, 175; 1932, pp. 167, 179, 181; 1933, pp. 173, 185-186, 188.* より算出。

#### D 統一商社對非統一商社

「所得統計」の年刊書は統一報告を差出す會社の地位について或る程度の解明を與へる。<sup>(註九)</sup>これらの會社の總てが大きいわけではなく、又總ての大會社が統一報告を作成するのでもない。しかしながら總所得に關する數字は、豫想にたがはず統一報告が主として大資產階級に於て發見せられる事を示してゐる。例へば一九三三年に於ては、統一報告を作製した會社の平均總所得は非統一會社の平均總所得の三十七倍以上だつたのである。

(註九) 「……一聯の會社が株式所有を通じて共通の親會社と結ばれ、この各々の會社（共通の親會社は除く）の株式の少くとも九十五%が直接にこの一聯の他の會社によつて所有され、その上共通の親會社が他の諸會社中の中くとも一會社の株式の九十五%以上を直接所有してゐる場合には統一報告を差出すことができる。」 *Statistics of Income, for 1933, p. 32.*

一九三二年には、六百十七の巨人會社中三百六十一社、即ち五十八%が統一報告書を作成し（註一〇）。しかし、此の年には七千四百二十六個の統一報告が差し出されたのであるから、統一報告總數中ほゞ九五%強が比較的小會社であつたことは明瞭である。子會社の數に於いては、統一報告は大きな範圍に亘り——一九三二年には一から二百八十二におよんだ。その平均は四であ

つた。一九三三年に於ける五百九十四の巨人會社中何パーセントが統一報告書を提出したかについての報告は利用出来ないが恐らく一九三二年と大差なからう。

(註一〇) 財務省から廿世紀財團に宛てた一九三五年九月二十三日附の書簡は、之等の数字を擧げ、なほ一九三二年度に於て報告書を提出した五千萬弗以上の總資産を有する會社は「所得統計」に記載された六百十八社ではなく六百十七社であつた事を指摘してゐる。

### 統一商社によつて報告された所得

一九二九年には八千七百五十四の統一報告が差出された。これは會社報告書總數の一・七%に當る。この中五千四百八社は純所得を計上した。この數は純所得を報告した會社總數の一・〇%に該當するものであつた。然しこの會社數に於ける一・〇%は純所得を報告した總ての會社の總純所得の約五十一%を占めたのである。(註一一) 非統一會社——一九二九年に於て純所得を報告した總ての會社中の九十八%——が總純所得の四十九%を占めた。

(註一一) Statistics of Income, 1929, pp. 26-27. 基礎資料から百分率を算出したものもある。

これが、ブームの年であつた一九二九年に於ける狀態であつた。不況であつた一九三三年に

はこれとは異つて、統一報告商社は僅に七千一百一社で、一九二九年の一・七%に對して、總報告會社中の僅か一・四%に當るに過ぎなかつた。純所得を報告した統一商社は一千八百八十であつたが、これは純所得を報告した會社總數中の僅かに一・七%——四年前の二%から稍々低落であつた。然し統一商社群の占めた總純所得の分け前は激減した、即ち純所得を報告した會社全體の純所得の五十一%から二十七・九%へと。

(註一二) 上掲、一九三三年三十三頁。

所得階級別の所得の分布は、統一報告を差出す會社と他の會社全體との間ではひどく差異がある。この比較は第二十一表に於て三階級についてなされてゐる。統一報告會社に於いて最大所得階級への非常に高度な所得の集中があらはれてゐる事を注意すべきである。

第二十一表 所得階級別に見た純所得の分布率、一九三三年。純所得を報告した

統一商社數と非統一商社數との比較 (a)

	純 所 得 階 級 别			總會社中の% 總所得中の% 總會社中の% 總所得中の% 總會社中の% 總所得中の%
	一 千 弗 以 下	五 千 弗 以 下	五 百 萬 弗 以 上	

統一	八・九	(b)	二四・〇	〇・一	一・四	五一・九
非統一	四八・三	〇・八	七五・一	四・〇	(b)	二一・九

(a) 統一報告商社の百分率は上掲書三十四・四十八頁の数字から算出。統一報告商社以外の會社全體の百分率は總會社數から統一商社を控除して得た数字より算出。

(b) ○・一%以下。

### 諸産業部門間に於ける相異

會社企業の中統一會社の占める範囲は産業部門を異にするに従つて非常に異つてゐる。かかる差異を指摘することなしに總體について論することは例によつて誤解を招くものである。第二十二表は重要經濟部門の間に於ける相異を示すものである。報告會社全體・缺損を計上したものも純所得を計上したものも一を包括せしめ得るために總所得が比較の基礎に用ひられた。此等の數字は重要經濟活動部門間に於ける統一會社の重要性の不均等を現してゐる。加工業に於いては總所得の略ば二分の一近くが統一報告を作成した會社の手に歸し、鑛山・採石業に於ては六〇%近く、運輸其他の公益企業に於いては約七〇%が統一商社の手に歸した。しかるに建築業に於ては統一會社の所得は總所得の七分の一以下であり、金融業に於いては六分の一

より若干多いだけであり、商業に於いては五分の一以下であつた。

第二十二表 産業部門別に見た總ての會社の所得總計と統一商社の所得總計との比較。

一九三三年(2)

農 鑛山・採石業 加 建 築 業 運 輸 其 他 の 公 益 業 商 務 勞 金 業 種 不 明 總 計	總會社の所得總計(b)	統一商社の所得總計(2)	1/2(%)
	三九五、一三〇千弗	一一六、五二一千弗	三二・〇
一、九五八、二七五〃	一、一六〇、八四一〃	五九・三	
三五、一五〇、七七五〃	一六、二八一、四七二〃	四六・三	
一、〇七八、五四九〃	一四七、八六六〃	一三・七	
一〇、六〇九、二四九〃	七、三一五、一五三〃	六九・〇	
二四、一九八、九四四〃	四、六三〇、二七二〃	一九・一	
二、八二一、二〇八〃	七五二、一八二〃	二六・七	
七、四二〇、七四八〃	一、二七五、五一三〃	一七・二	
九、五四二〃	二七〃	〇・三	
八三、六四二、四二一〃	三一、六八九、八四四〃	三七・九	

(a) Statistics of Income for 1933, pp. 23, 24, 33, 34.

(b) 貸借對照表の提出如何を問はず。

## 第六章 銀行業に於ける集中

銀行制度は産業及び企業全般に對し重大な影響を與へるため、銀行業に於ける集中は特別な重要性を持つてゐる。

一九〇〇年以降に於ける商業銀行の發達は、これを二つの時期に區分することが出来る。この二割期は明瞭に異つた傾向をあらはしてゐる。大凡一九二〇年末迄は金融機關並びに資産の分散傾向があつた。銀行數は絶對的にも、又人口增加との比較に於いても増加した。現有資本金 (Capital stock outstanding) に就て測定した銀行の平均規模は縮少した。資產に就て見た場合、一行當りの平均は一九〇〇年から一九一四年迄は若干の低下を、以後一九二〇年迄は顯著な上昇を示した。<sup>(註一)</sup>これに稍々似た傾向は、一行當りの總資本基金 (Total capital funds) に據つて大きさを測定した場合にも見られる。

(註一) 然し乍ら此の趨勢は何れも規則的だつた譯ではない。

しかし、一九二一年以降に於ては、獨立銀行數は可成り減少した。その反面活動支店數は大

きな増加を見せ、又集團及び連鎖銀行制度が急激に發達して來た。活動銀行の減少は主として一九二〇年末以來多數の銀行が營業を停止し整理を餘儀なくされた爲であり、若干は實際の破産を避けるために、自發的にか或ひは強制的にか、合併又は合同によつて銀行が消滅したことによる。

上記の如き發展の結果、一九二一年以來大多數の小銀行が營業を廢止した爲國內の銀行資産の大部分は次第に大銀行に集中されるに至つた。

#### 分 故 時 代 (註二)

一九〇〇年から一九二〇年に至る間にあらゆる型態の銀行數は一萬三百八十二から三萬五百三十九へ一約一九〇%と増加した。若し個人銀行と貯蓄銀行とを除外するならば、約二二九%一八千三百九十一から二萬七千六百三十三への増加であつた。因みに、當該期間に於ける人口増加は僅に三八・九%餘りにすぎなかつた。

(註二) 本章の數字はそれゞゝの年について Annual Report of the Comptroller of the Currency から取つた。本資料から取つた數字はすべて六月三十日現在或ひは略ぼ其頃のものである。

特に一九〇〇年から一九一五年に至る間の小銀行への傾向は、國法銀行に於ける十六萬七千

弗から十四萬一千弗へ、州法商業銀行に於ける五萬四千弗から三萬五千弗へ、貸付信託會社に於ける四十三萬五千弗から二十八萬七千弗へと、一銀行當りの平均資本金の減少にあらはれてゐる。一九一四年以後この減少傾向は逆轉したにも拘らず一九二〇年に於ける平均資本金は未だそれゞゝ十五萬二千弗、五萬一千弗、三十三萬八千弗にすぎなかつた。

銀行の三つの群に於ける總資本基金（資本金、剩餘金及び未配當利益金）の平均はそれゞゝ一九〇〇年には二十七萬一千弗、八萬四千弗、九十四萬九千弗、一九一五年には二十六萬六千弗、五萬六千弗、六十三萬四千弗、一九二〇年には三十四萬二千弗、九萬二千弗、七十七萬三千弗であつた。したがつて此の基準に於て、一九〇〇年より一九二〇年の方が小さかつたのは唯貸付信託會社のみにすぎない。

一九一五年に於ける一銀行當りの平均資產は、一九〇〇年に比較して國法及び個人銀行では適度な増加を見せ、相互貯蓄銀行に於ては著しい増加であつた。一九一四年から一九二〇年に至る期間には、平均は、銀行の何れの型態に於いても著しく増加した。一九二〇年の數字は一九〇〇年のそれに對し格段の上昇であり、全銀行についての平均資產は一九〇〇年には百三萬九千弗、一九二〇年には百七十六萬一千弗であつた。

分散化運動のより完全な展望はそれ／＼資本金五萬弗以下の銀行が一八九九年には全商業銀行の三二・九%を占めてゐたのに對し一九二〇年には五九・〇%であつた事を注意する事につて得られる。一八九九年に五萬弗以下の資本金を持つてゐた銀行はすべて州法銀行で、同年に於ける活動中の州法銀行全體の六一・六%を占めてゐた。一九二〇年にはこの割合は六九・二%に増大した。此の大きさの國法銀行は一九〇〇年の零から一九二〇年の三二・五%に增加了。

### 集中時代＝銀行破綻

極く最近に至るまで大銀行への銀行資産の集中をひきおこした諸要因中最も重要なものは、破産による多數の小銀行の銀行機構よりの消滅である。

一九二一年から一九三二年にかけて、一萬八百十六の銀行が金融難のために閉鎖した。この閉鎖又は「休業」銀行中一千六百十四は一九三三年一月以前に再開店する事が出來たから、この十二年間に永久に閉鎖又は破産した銀行數は九千二百二(註三)であつた譯だ。これ等の破産銀行數は一九二一年六月三十日現在の活動銀行全體の約三〇%に該當し、此の期間に於ける活動銀行

の平均數の殆んど三五%に當つた。此等の破産の巻き添へを喰つた預金は四十億弗以上に上り、一九二一年當初の活動銀行全體の總預金額の一〇%，此の期間の平均預金額の殆んど八%に當つた。(註四)

(註三) Twenty-first Annual Report of the Federal Reserve Board, 1934, P. 167, Table 80, 記載の數字を基準に算出。

(註四) 此の四十億弗と云ふ總計には百二の個人銀行に於ける總額不明の預金は含まれてゐない。 Twentieth Annual Report of the Federal Reserve Board, 1933, P. 221, Note 2, 參照。

一九二一一九三二年間に休業した銀行總數中の大部分は比較的小さな銀行で、資本金二萬五千弗以下のものが全體の三四%以上、十萬弗以下のものが八五%以上を占めてゐた。(註五) その反対に、資本金百萬弗以上の休業銀行は僅に總數の〇・五%餘りにすぎなかつた。(註六) 小銀行の優勢なことは、さらに、全休業銀行中の九一%以上がそれ／＼僅に一百萬弗以下の貸付及び投資を持つてゐたにすぎなかつたと云ふ事實にもあらはれてゐる。しかしこれ等は銀行休業の巻き添へを喰つた貸付及び投資總額の約四二%を占めたのである。(註七)

(註五) 百分率は上記の休業銀行總數（一萬八百十六）を基礎とせず、資本金の列明せる銀行數、即ち一萬六百九十三を基礎に算出。

(註六) Twenty-first Annual Report of the Federal Reserve Board の上掲引用箇所。

(註七) Report of Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking, "Bank Suspensions in the United States, 1892—1931," p.41.

銀行休業に隨伴する諸事件は、一九二一年以來の活動銀行減少の重要な原因をなしてゐる。

一九三三年一月一日から一九三三年三月十六日にかけて二億一千五百萬弗以上の預金を持った四百四十九銀行が休業した。三月十七日以降の同年内には、一億四千五百萬弗以上の預金を持つた百七十九の免許銀行が<sup>(註八)</sup>、一九三四年には大凡三千七百萬弗の預金を持つた五十七銀行が休業した。尙其の上に、一九三三年四月十二日現在に於て免許されなかつた約四十億弗の預金を有する四千百九十四銀行中二十五億二千四百萬弗の預金を有する二千百十三銀行が一九三五年十二月三十日迄に破産管理人の手に委ねられるに至つた。從つて、一九三五年中に休業した一千萬弗の預金を有する三十四銀行を之に加へると、一九二一一一九三五年間に破産によつて永久に閉鎖した銀行總數は一萬二千三十四、其の預金額は七十億二千四百萬弗といふことになる。<sup>(註九、一〇)</sup>

(註八) 即ち、三月十六日の銀行休業の終結後無制限に營業の再開始を許された銀行。

(註九) Twentieth Annual Report of the Federal Reserve Board, 1933, p. 206; Twenty-second Annual Report of the Board of Governors of the Federal Reserve System, 1935, p. 176.

(註一〇) 此の總計中には、一九三三、一九三四、一九三五年中に休業したが、其後再營業を許された免許銀行數は、利

用し得る數字を缺くため考慮されてゐない。

### 銀 行 合 同

一九二一年以降に於ける活動銀行數の減少並びに國內銀行資産の大銀行への集中の第二の要因は合同運動のテンポの増加であつた。二或ひはそれ以上の銀行の合同又は合併は一九二一年以前に於ても決して珍しい現象ではなく、一九〇〇年から一九二一年にかけて四千五百の銀行を包括する二千三百を下らない合併が行はれた<sup>(註一一)</sup>。これらの合併は相當多數の銀行の規模を増大させた。しかしそれが銀行組織全體に及ぼした影響は、新設の小規模な特許銀行の非常な増加のためにかへつて相殺されてしまつた。

(註一一) John M. Chapman, Concentration of Banking, pp. 53—60 參照。

續く一九二一年より一九三一年末迄の十一年間に九千五百三十八銀行を包括する五千九十四の合併が行はれた<sup>(註一二)</sup>。その結果五千百三十七銀行が消滅した。集中へのこの傾向を相殺する新し

い小銀行數の増加—今世紀の最初の二十年間に起つた如き—の代りといふ譯ではないが、八千三十六銀行が破産のために永久に閉鎖し、約三千の新銀行が設立されたにすぎなかつた。この五千以上の純粹の減少を合併及び合同による五千九十四の減少に加へると、一九二一年始から一九三一年末迄に存在した大凡一萬五百銀行中一萬百が減少したことになる。<sup>(註一三)</sup>

(註一二) 同上、五六頁。

(註一三) この推算に於て自發的清算による減少は、使用し得る資料を缺くため考慮しなかつた。

#### 支店銀行制度<sup>(註一四)</sup>

集中運動の結果として、支店保有銀中によつて支配される國內銀行資産の割合は急激に増加した。この増加は、最近に至る迄、州内支店銀行制度 (State-wide branch banking) の膨脹によるよりも市内支店銀行制度 (City-wide branch banking) のそれによるものである。

(註一四) 本項の資料は聯邦準備局の非公開資料から算出。 Federal Reserve Bulletin, April 1930; Twenty-second Annual Report of the Board of Governors of the Federal Reserve System, 1935; Annual Report of the Federal Deposit Insurance Corporation for the year Ending December 31, 1935.

一九二〇年から一九三〇年にかけて、支店保有商業銀行數は五百二十から七百七十に、經營

支店數は一千二百八十から三千三百三十四に増加した。しかしながら、一九三三年末には總計二千七百五十二の支店を保有する五百七十五の銀行があつたにすぎなかつた。

活動銀行數の著しい減少の結果として、そして最近に於ける支店の減少にも拘らず、支店形態をとる銀行施設の割合は着實に増加した。尙、近年支店數の回復が見られるに至つたが、この一切は、それ迄かかる活動を禁止してゐた若干の州に於ける一九三三年以後の支店銀行の擴大の結果である。かくて一九三四年末に於ける商業銀行支店數は三千十七であつたが、一九三五年十二月三十一日には合衆國本國所在の八百二十の商業銀行が三千百四十九の支店を保有するに至つた。

集中運動の規模は、支店が一九二〇年には全商業銀行施設（銀行及び支店）の四・二%を、一九三一年には一三・二%，一九三二年には一五・五%，一九三四年には一六・四%，一九三五年末には一七・一%を占めるに至つた事實に表はれてゐる。

支店銀行運動の本質は資産又は預金について觀察することによつて一層明確に捉へることが出来る。一九二〇年に於ける支店保有銀行の資産は九十五億九千二百萬弗、即ち全銀行資産總計の約一八%，一九二九年には三百三十二億六千九百萬弗、即ち四六%を占めた。一九三一年

には低下し四一%を記録したが、近年は上昇傾向を見せてゐた様である。この様にして、一九三五年十二月三十一日現在に於ける、支店保有商業銀行は二百二十七億五千九百萬弗、即ち合衆國本國に於ける商業銀行の總預金額四百四十二億六千五百萬弗の五一・五%を支配した。

支店銀行制度は主に七つの州に於て發達し、カルフォルニア州を除いて、大抵は本店所在地内支店銀行制度 (Head office-city branch banking) の形式をとつた。しかし乍ら、一九三三年の銀行休業後の若干の州に於ける支店銀行制度の發展と、國內の他の地方に於ける獨立銀行施設の消滅は郡内及び郡外支店 (County and outside-county branches) の設立に或る程度の刺激を與へた。かくて、一九三五年度に於ける支店の全體的增加は本店所在地外に於ける支店によるのであつて、市中支店は反対に減少したのである。

一九三五年に於いて支店銀行制を採用してゐた主要な州は七百九十八の支店を持つカリフォルニア州、六百七十一の支店を持つニューヨーク州、百六十九の支店を持つオハイオ州、百四十九の支店を持つマサチューセッツ州、百四十七の支店を持つミシガン州、百十八の支店を持つニュー・ジャーシー州、百七の商業及び相互貯蓄銀行支店を持つペンシルヴェニア州であつた。

### 集團及び連鎖銀行制度

支店銀行制度は資産に對し中央集權的支配をなすものであるから、「集中」の一形態であることは云ふまでもない。集團及び連鎖銀行制度も又同様である。相互に多くの點で相違してはあるが、銀行業の分野に於ける集中化傾向に與へる效果に於ては、それらは何れも非常によく似かよつてゐる。

集團及び連鎖による被支配銀行數は一九三一年十二月三十日には一千八百八十六、支配集團數は二百七十三、これらの銀行の貸付及び投資總額は九十六億四千二百萬弗に達した。集團及び連鎖による被支配銀行數の最大は一九三〇年六月三十日現在報告の二千二百二十九で、集團及び連鎖の最大數は一九二九年十二月三十一日現在報告の三百三十二、集團及び連鎖によつて支配された貸付及び投資總額の最高は一九三一年六月三十日現在のそれで、百三十三億五千五百萬弗であつた。<sup>(註一五)</sup>

(註一五) John M. Chapman, Concentration of Banking, chapters XIV and XX; & H. Parker Willis and John M. Chapman, The Banking Situation, chapter XVI, & Report of the Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking (1932) 參照。

### 大銀行の相對的重要性の増大

既に述べた如く、破産、合併、及び支店銀行制度の發達は銀行數の可成り顯著な減少をもたらした。これは次第に全國銀行資産の小數銀行への集中度の増大を意味するに至つた。集團及び連鎖銀行制度は、銀行數を減少させることなしに、名目的に獨立した銀行に對して統一的な支配をなす事によつて銀行資産の集中運動を促進せしめた。

近年に於ける大國法銀行の相對的重要性の増大は次表の數字によつて立證される。

第二十三表 資本金によつて分類された國法銀行、その數及び總資產の分布率、一九二五年及一九一九一

三四四年(a)

資本金	總計						率
	一九二五年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	
五萬弗以下	三〇・三	三・八	二七・七	二・九	二七・二	二・六	一・〇%
五萬弗—二十萬弗	三・〇	三・一	三・六	一・八	五三・六	一・六	一・〇%
二十萬弗—五十萬弗	一〇・九	一四・九	二・一	一三・一	二・五	一六・六	五三・九
五十萬弗—一百萬弗	三・〇	八・九	三・五	八・〇	三・六	二・三	一六・四
一百萬弗—五百萬弗	二・六	三・八	二・六	一七・九	二・五	一六・七	五四・三
五百萬弗以上	〇・三	二・五	〇・五	〇・九	〇・六	〇・六	一五・三

(a) 百分率は通貨監督官年報 (the Annual reports of the Comptroller of the Currency) のそれよりの版の資料から算出。數字は總て毎年十二月三十一日現在。但し一九二五年は六月三十日現在。

第二十三表は、資本金を基準としての大國法銀行が一九二五年から一九三四年にかけて獲得した相對的重要性が如何に大きなものであつたかを表示する。數に於ては彼等は微々たるものであつたが、全國法銀行の總資產額中に占める彼等の分前は、四分の一餘から二分の一弱へと増加した。(註一六) 其他の資本階級は當該期間に於て勢力を失墜し、就中最小の二階級に於て甚しかつた。

(註一六) 每年の、全階級に對する貸付額、割引額及び總預金額の分布は總資產額の分布に非常によく類似してゐる。

巨大銀行は一九二五年から一九三〇年にかけて彼等の侵略の殆んど總てを他の階級に向けた。一九三〇年以降、彼等の進出率は大いに阻まれたのであるが、五十萬弗—一百萬弗階級、一百萬弗—五百萬弗階級もその分前にあづかつたのである。

## 二十三大銀行

銀行全體の貸付總額及び投資總額中に占める全國二十三大銀行の分前の增加は銀行業に於ける集中の進展についてのより明確な證據である。それは次表に示す如くである。

第二十四表 銀行全體の貸付及び投資総額中二十巨大銀行の占める割合。一九〇〇—一九三一年、選擇

年 度	二十巨大銀行の%	年 度	二十巨大銀行の%
一九〇〇	一五・一	一九二八	一八・一
一九一〇	一三・八	一九二九	二一・二
一九二五	一五・二	一九三〇	二四・八
一九二六	一五・七	一九三一	二七・三
一九二七	一七・一		

(a) Willis and Chapman, 上掲書第百四十三頁より引用、数字は Federal Reserve Committee on Bank, Group and Chain Banking によって算出された。

一九〇〇年から一九二〇年にかけて二十巨大銀行は相對的に若干勢力を失墜した。勿論これは、この期間に於ける小銀行數の激増の結果であつた。一九二〇年後に於ける此の傾向の逆轉によつて巨大銀行はその失墜せる勢力を回復し始めた。彼等は銀行企業の不斷に増大する分前を徐々に吸收した。一九二八年以後は主として既存の大銀行設備を多數合併した結果、急激に増大した。一九三一年には、二十巨大銀行は、彼等が一九二〇年に保有した資産の分前の殆ん

ど二倍を所有するに至つたのである。  
(註一七)

(註一七) 二十銀行は此の期間を通じて毎年同一と考へらるべきではない。

これに該當する數字は一九三一年以後には發表されてゐないが、預金についての資料は巨大銀行が其後も絶えずその相對的地位を向上させてゐることを示してゐる。一九三〇年には二十五の巨大銀行は合衆國に於ける相互貯蓄銀行を除外した全銀行預金の三〇%を保有したが、一九三五年に於ける彼等の分前は三八%—四分の一以上の增加へと上昇した。  
(註一八) American Banker, January 21, 1936, pp. 1, 5.

## 第七章 生み出された國民總所得の集中

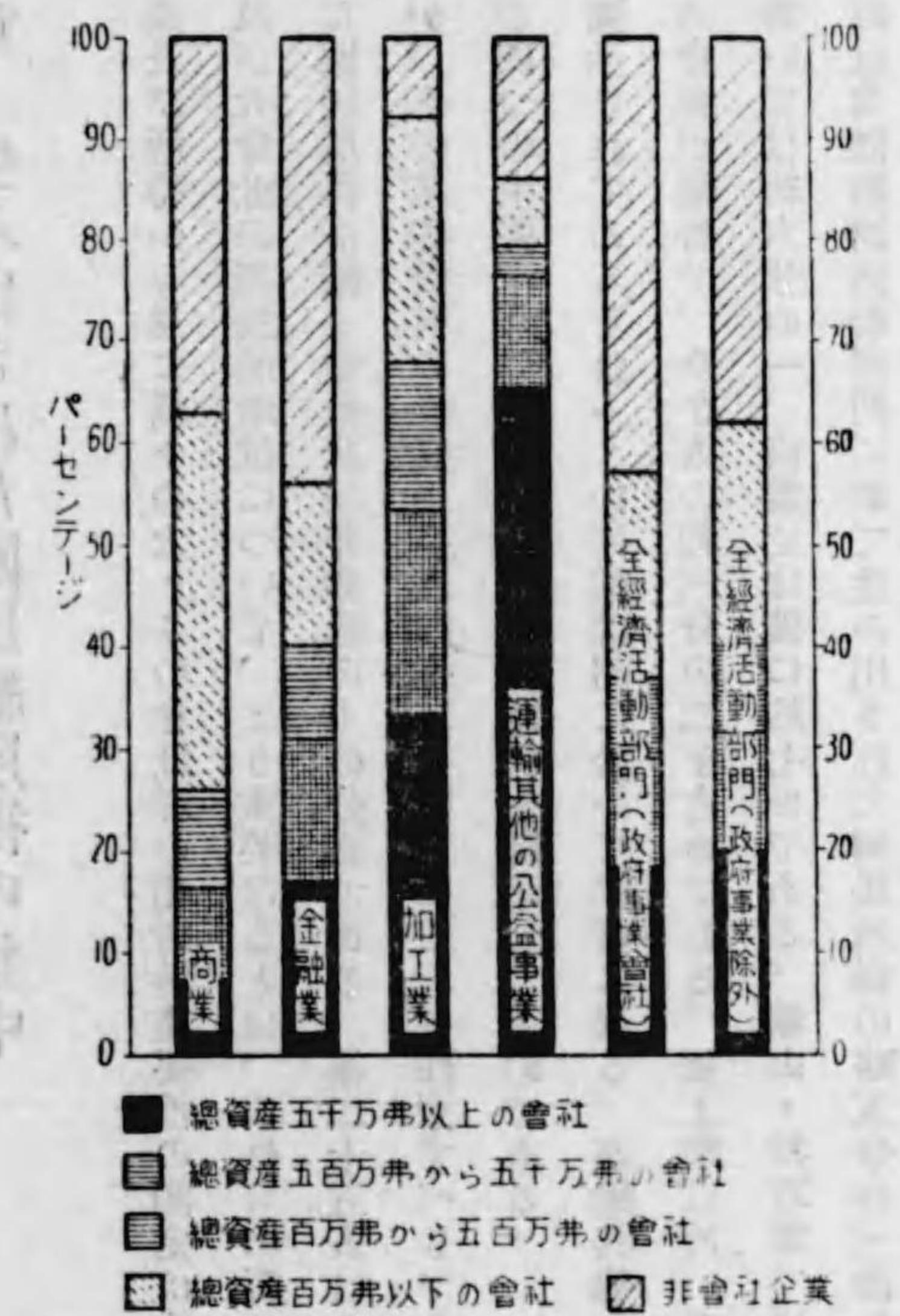
これで、總會社資産及び所得から見た種々の大きさの會社群の相對的重要性の測定は終つたのであるが、小・中及び大會社の相對的地位について、より重要なことは、これらの群の各々によつて生み出された國民所得全體—會社及び非會社の一の分布である。第二十五表はこの數字を示すものであるが、その基礎資料の性質上合理的推算に出ないことを注意すべきである。圖表第五は經濟活動の四つの主要產業群と產業全體との關係を圖示したものである。

巨大會社の地位は圖示されてゐるそれゝの產業部門に於いて非常に異なる。運輸其他の公益企業に於いては、巨大會社が優勢で、全企業の約三分の二を占めてゐる。加工業に於いては約三分の一、金融業に於いては約六分の一、商業では僅に約七%である。鑛山・採石業では總資產五百萬弗以上の會社は當該經濟活動部門に於て生み出された國民所得の略五分の三餘を占めた。建築業及びサービス業では五百萬弗以上の會社は比較的統計的重要性に乏しい。

(註一) 即ち三の右側の欄に包含されてゐる。

第五圖

四つの經濟活動部門及び全產業に於いて種々の總資產階級の會社  
によつて生み出される總所得の占める百分率(1933年)



第二十五表 主要經濟活動部門別に見たる、種々の總資產階級の會社によつて生み出される國民總所得の分

布率、一九三三年(a)

	農業										企非 會 業 社
	礦山・探石業	加工業	建築業	運輸其他の 公益事業	商業	サービス業	金融業	業	全經濟活動部門 (政府事業除外) (f)	業	
三八	九四	一四	六七	三七	六二	四四	四三	六二	四四	六七	一四
二一・八	三・一	一九・八	二三・四	三七・〇	一六・一	二八・一	二〇・一	二八・二	一六・〇	一九・三	二一・八
八・六	二・九	一・五	九・五	九・〇	九・九	九・八	九・九	九・八	九・〇	九・九	八・七
一一・六	二・九	一・四	一・八	一・八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
二〇・〇	三・四	一・七	一・七	一・七	一・七	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八
一〇・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

百萬  
以下  
五百  
萬弗  
五百  
萬弗  
五千  
萬弗  
以上  
總  
計

（a）産業各部門の所得總額中それよりの規模別會社階級の占める百分率は、その産業に於ける總會社の綜合收入全體

### 第七章 生み出された國民總所得の集中

と各階級の會社の綜合收入全體の比率と等しいものと假定した。各部門によつて生み出された所得總額中會社に歸屬する割合の推計（二四頁参照）は一九二九年の數字を基礎とした。とにかく、一九二九年の數字は主要産業部門の相對的重要性並びに生み出された所得中會社の支配する限度についての可成りノルマルな狀態を示してゐる様に思はれる。綜合收入全體は「一九三三年の所得統計」から取つた。右表の數字の算出方法次の如し。——貸借対照表を附して報告書を提出する總ての會社の綜合收入全體の百分率分布は、先づ「一九三三年の所得統計」の百七十二——百八十九頁の資料から算出した。次に此等の百分率を、單に會社所得ではなく、生み出された所得全體の分布を出す爲に「加工した」（stepped down）これは、本書第三表中の會社の推計を適用して作成した。例へば一加工業に於ける五千萬弗以上の會社は、一九三三年度に於て、貸借對照表を附して報告書を提出する總ての會社の綜合收入全體の三六・四%を占めた。加工業では、生み出された所得を基準にして、九二%が會社であると推定される。従つて、加工業に於ける五千萬弗以上の會社は、生み出された國民所得總額の中三六・四%に九二・〇を乗じただけ、即ち三三・四%生み出した。——と云ふ事になる。

- (b) 總資產百萬弗以上。
- (c) 總資產五百萬弗以上。
- (d) 總資產五十萬弗以下。
- (e) 總資產五十萬弗以上。
- (f) 政府を所得生産活動の中に加へた理由は二三頁脚註四で述べた。

### 所得の約五分の一が五九四會社によつて生み出された。

會社企業及び非會社企業をも含めて全體としてのアメリカ産業に於て、資產五千萬弗以上の五百九十四會社—全體の僅か一%—が、一九三三年に於ける國民所得總額の一八・四%を生み出した。この様な小數の商社が國民のビジネスの五分の一近くをなしたといふ事は注目すべきことである。しかもアメリカ經濟活動の大量—その八一%以上—が、未だに非會社企業（政府をも含む）と小會社並びに中會社にゆだねられてゐるのである。若し政府を經濟活動の分野から除外するならば、一九三三年には、巨大企業が全國の營利事業の二〇・〇%を支配し<sup>(註二)</sup>、他方に於て非會社商社と總資產百萬弗以下の會社とで六〇%近くを支配した事が示されてゐる。殘餘の二〇%は總資產百萬弗以上五千萬弗以下の會社によつて占められたのである。

(註二) 一九三二年には、巨大會社は政府を含めた國民所得總額の一九・三%，政府を除外したそれの二一・〇%を占めた。

## 第八章 結論

アメリカの経済生活中に占める大會社の地位に關する一團の數字から若干の重要な結論を引出すことが出来る。

何はともあれこの展望はそんなに單純なものではない。大企業はアメリカでは優勢でないと云ふのも、優勢であるといふのも、どちらも眞實である。それは總て繪を眺める角度、或ひは細部についての注意の焦點如何による。

若し經濟活動の全景を視野に入れるならば、注意を會社企業の範圍に集中した場合に比べて、大會社はその眺望の中で、づつと目立たないものになる。又焦點のある特殊産業に集中した場合には大企業は非常に大きく見える。然し他の特定の産業が調査されるならば、大企業は單純に存在するものではない。

### 二つの觀點

この繪は非常に異なつた二つの色に塗ることが出来る。例へば、非常に廣汎な視界をとれ

ば、アメリカ經濟活動の八二%は、中又は小會社或ひは全然會社形態を取らない商社又は個人によつて運營されてゐる、と云ふのも間違ひではない。合衆國の全企業活動の五分の二以上は全然會社の手中ではなく——巨大會社の支配下にあるものに至つては更に少いのである。生み出された國民所得總額中、資產五千萬弗以上の會社によつて生み出されたのは、一九三三年度には僅かに一八・四%にすぎなかつた。此の觀點からすれば大會社は餘り重要だとは云へないのである。

吾々の經濟生活中、會社によつて運營される部分である五七%自體にのみ注意を集中すれば、一九三三年度に合衆國に存在した五十萬四千八十會社<sup>(註一)</sup>中の五百九十四社——即ち〇・一%——が全會社の資產全體の半分以上を所有してゐたと云ふのは正に眞實である。即ち換言すれば、合衆國に在る全會社の九五%が會社資產全體の僅に一四%餘を持つてゐたに過ぎない。こう言ふと、あたかもアメリカのビジネスが完全に大企業に支配されてゐたかの様に聞こへる。また事實こうした見方が極めて一般的である。

然し、このどちらも「採色された」繪である。二つながら同時に正しいのであり、又現實を適確に理解するためには兩方共注意さるべきである。

(註二) 此の數字は活動してない會社も貸借對照表を附さない活動會社も含んでゐる。

#### 細部は種々の相異を示す。

更に詳細に觀察すると、產業の或る部門では他の部門に於けるよりも巨大會社の支配力の強い事がわかる。例へば、農業では生み出された所得全體の僅かに約六%が會社によつて生み出され、五千萬弗以上の農業會社<sup>(註二)</sup>の分前は取るに足りないものである。又、建築業では生み出された所得の僅に三分の一が會社によつて生み出され、五千萬弗以上の唯一つの會社は該產業の會社資產總計の二・七%しか持つてゐない。

(註二) 事實は、此の會社の營業の一部分が農業の分野に屬するにすぎない、そしてこの會社は、農業として租稅報告を差出すに拘らず、一般には農業とは見られてゐない。

この反對の極に運輸其他の公益業、礦山・採石業と加工業とがある。これらの各々は八五%以上會社型態を取り——礦山・採石業では九六%にのぼつてゐる。公益企業分野に於ける巨大會社は數では全體の僅かに一・二%にすぎないのに、この產業に屬する會社財產の八三・九%を占めてゐる。礦業では、數では〇・二%しかない巨大會社が資產の三五・二%を占め、加工業では數に於て〇・一%の巨大會社が全資產の四五・八%を支配してゐる。

更に詳細に観察すると、個々の製造業の間に更に大きな相異が發見される。天秤の一端にある煙草製造業と、他端にある婦人服業とを取つてみよう。八つの巨大煙草會社は該産業全體の従業員總數の九九・四%を雇傭してゐるが、婦人服業の六巨大會社は該産業の勞働者總數のわずか三・七%を雇傭してゐたにすぎない。<sup>(註三)</sup> 煙草製造業に於ては大企業は壓倒的であるが、婦人服業ではその存在さへ疑はしいのである。

(註三) 貧労働者數は國勢調査局のもので、國內收入局のものでないことを注意されたい。

更に、大會社が勢力を占めてゐる産業に注意を集中する際、二つの事實が注意されねばならない。一つは、殆んど例外なく、國內で經營される大企業が少數の個人によつて占有に數千人、又は二、三の場合には數十萬人の株主によつて所有されてゐると云ふ事である。現在は、特殊な場合を除いて、潜在的支配力を持つた有象無象の株主大群と實際の權力を行使してゐる内部の小數群との間に越え難い溝があるとしても、これは重要なことである。

### 巨人會社間の異動

恐らくもつと重大な意味を持つ、第二の事實は、產業的巨人群の間に於ける「異動」である。毎年巨人は存在するが、しかしそれは決して何時も同一の巨人ではない。破産は巨大會社

だとて容赦しない。尤も、破産管理とか破産が屢々單に法律上の死を意味するに過ぎないことは事實である。會社は、それが大資本を擁してゐる場合は特に、大抵改組によつて事業を繼續し、時にはその經營にも極めて僅かな變更を加へるにすぎない場合もある。それにも拘らず、破産は事業會社設立の目的—利益—を達する事の失敗を意味し、會社の規模が危險を除外するものではない事の證明であり、屢々投資家に甚大な損失を與へるため、それは或る程度まで將來の同様な投資を防害する作用をするのである。

一九一九年に於ける百一の巨大産業會社中、二十は、一九三四年末迄の或る時期に、或は破産管理人の手に渡り、或は破産管理を避けるために減資して改組した。一九三〇年々初に於ける百六の巨大産業會社中、十二は、一九三四年末以前に、破産管理或ひは破産に遭遇し、更に二つが破産を避けるために改組された。<sup>(註四)</sup>

(註四) 此節及び殘餘の節にある數字は The Modern Corporation and Private Property の十九一二四頁にマール、ミンズ兩氏によつて記載された巨大會社の分析を基礎としてゐる。

一九一九年に存在した四十六の巨大公益會社中八は、一九三四年末以前に、破産に遇ひ、或ひは株主に損失を與へて改組され、他の一つは州によつて引繼がることによつてやつと救は

れた。一九三〇年に存在した五十二の巨大公益會社中、七は一九三四年末以前に破産管理人の手にうつされた。

鐵道會社の記錄は更に悪かつた。一九一九年にあつた四十八の巨大鐵道會社中、十四は一九三四年末以前に破産した。一九三〇年にあつた四十二の巨大鐵道會社中、十一は其の後破産した。

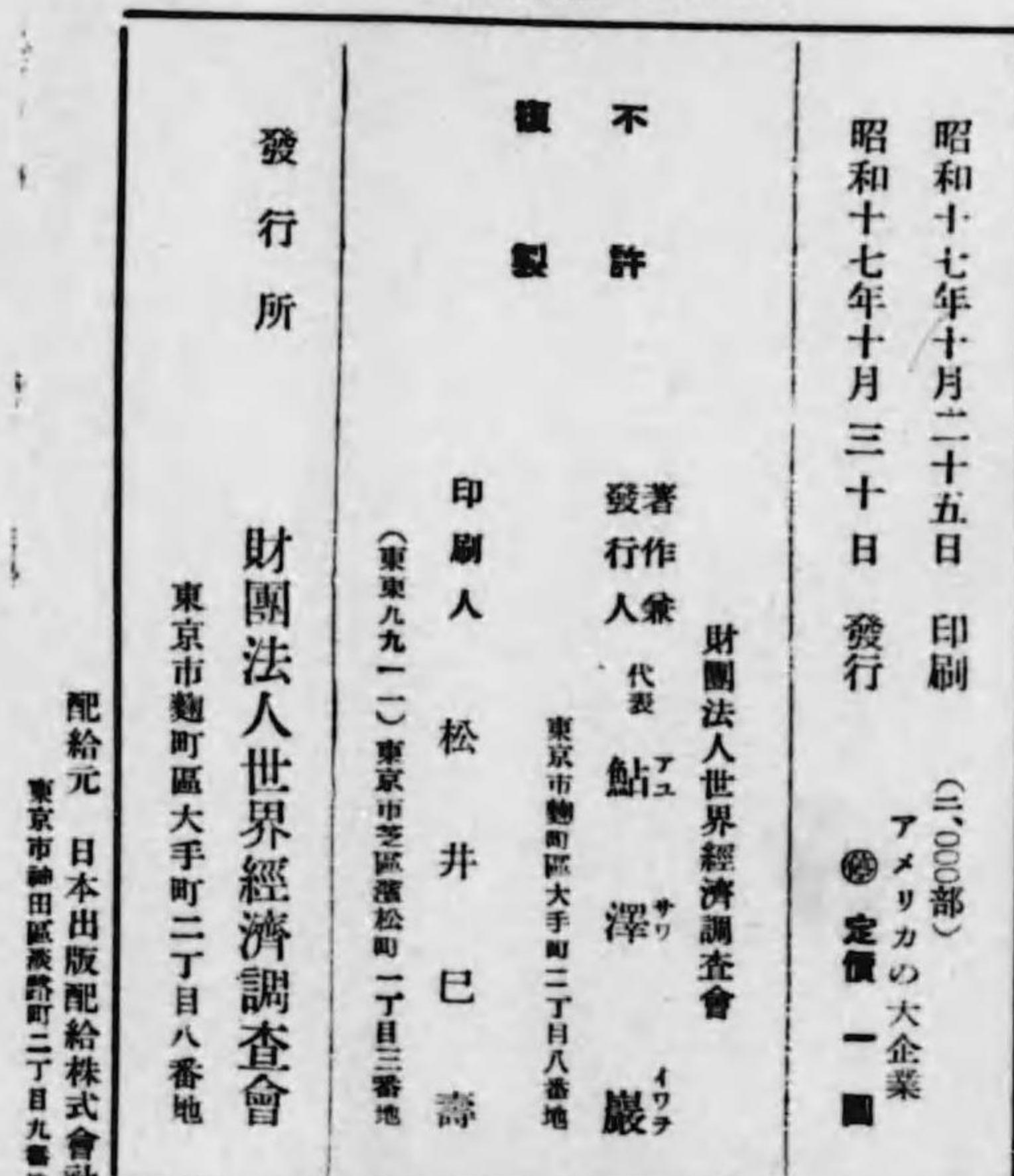
一九二〇年初から一九三四年末にかけての巨大會社の死亡率は、產業會社では一九・八%，公益會社では一七・四%，鐵道會社では二九・二%であった。

#### 最後に一言

最後に一言書き加へねばならぬ。本書に載せられた數字は富及び所得の巨大會社への集中について全部論じ盡してゐるのではない。統計的觀察に屬さない諸方法によつて、集中がなし遂げられ又支配を實現することが出来る一例へば、重役乗込み、投資トラスト、事業聯合、銀行聯繫によつて。これら及びこれと同様の集中並びに支配方法について論することは本書の任務ではないが、しかしこれらの存在については、本書の各頁にある事實を検討する際に常に注意さるべきである。

(終り)

出文協承認ア260092



日本出版文化協會會員番號214026番

配給元 日本出版配給株式會社  
東京市神田區落合町二丁目九番地

發行所 財團法人世界經濟調査會

東京市麹町區大手町二丁目八番地

れた。一九三〇年に存在した五十二の巨大公益会社中、七は一九三四年末以前に破産管理人の手にうつされた。

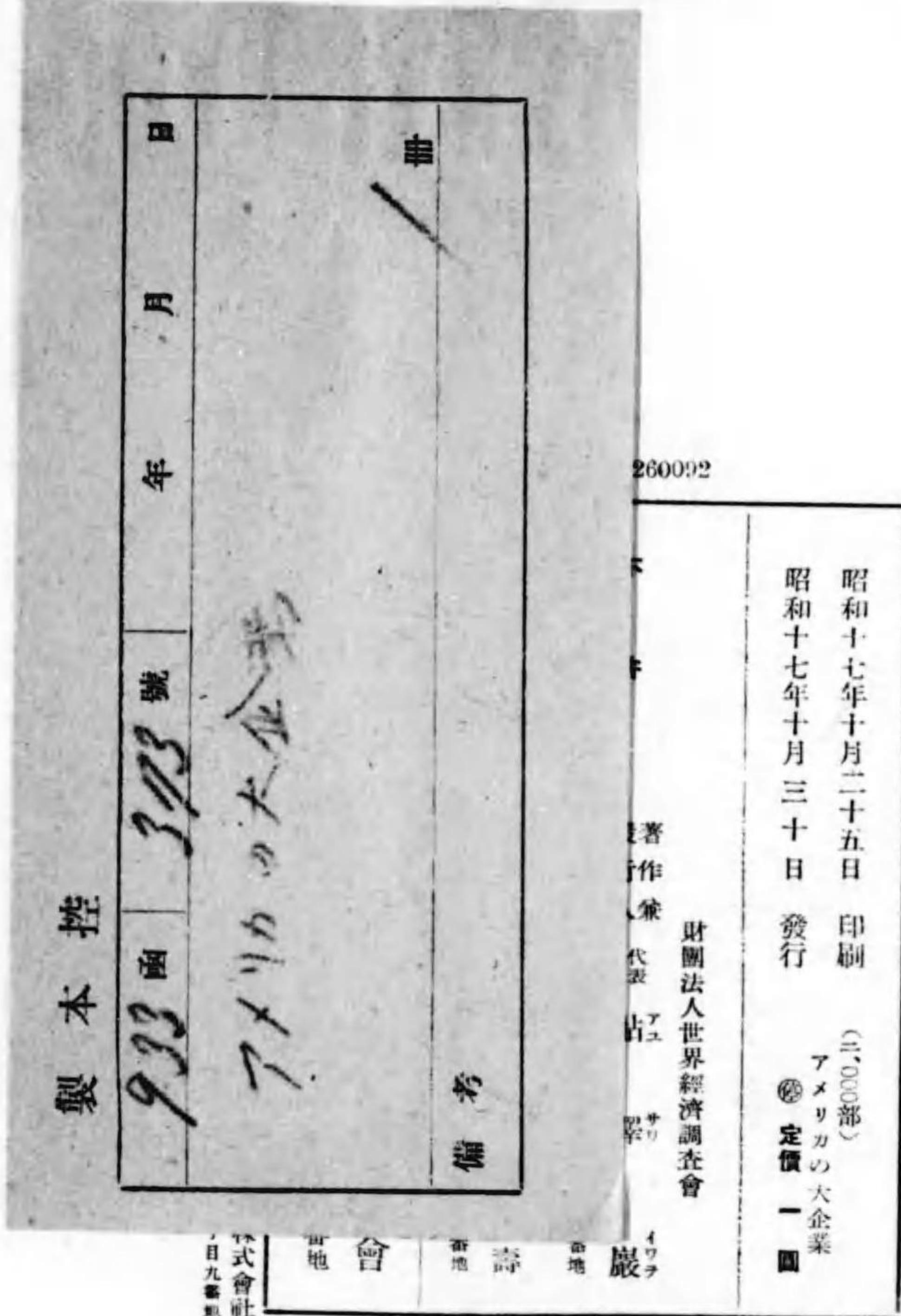
鐵道會社の記録は更に悪かつた。一九一九年にあつた四十八の巨大鐵道會社中、十四は一九三四年末以前に破産した。一九三〇年にあつた四十二の巨大鐵道會社中、十一は其の後破産した。

一九二〇年初から一九三四年末にかけての巨大會社の死亡率は、產業會社では一九・八%、公益會社では一七・四%，鐵道會社では二九・二%であった。

#### 最後に一言

最後に一言書き加へねばならぬ。本書に載せられた數字は富及び所得の巨大會社への集中について全部論じ盡してゐるのではない。統計的觀察に屬さない諸方法によつて、集中がなし遂げられ又支配を實現することが出来る——例へば、重役乗込み、投資トラスト、事業聯合、銀行聯繫によつて。これら及びこれと同様の集中並びに支配方法について論することは本書の任務ではないが、しかしこれらの存在については、本書の各頁にある事實を検討する際に常に注意さるべきである。

(終り)





3

933  
373



1.00

終

